

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 9 月25日
【事業年度】	第30期（自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日）
【会社名】	株式会社エフオン
【英訳名】	EF-ON INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島崎 知格
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号
【電話番号】	03-4500-6450
【事務連絡者氏名】	常務取締役 小池 久士
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号
【電話番号】	03-4500-6450
【事務連絡者氏名】	常務取締役 小池 久士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
売上高 (百万円)	13,258	16,949	17,473	17,599	20,737
経常利益 (百万円)	1,174	1,286	346	1,103	1,672
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	893	824	281	706	1,198
包括利益 (百万円)	893	824	281	706	1,198
純資産額 (百万円)	17,539	18,190	18,234	18,684	19,710
総資産額 (百万円)	47,241	45,718	45,262	44,576	44,621
1株当たり純資産額 (円)	816.26	846.57	853.77	883.19	931.69
1株当たり当期純利益金額 (円)	41.46	38.36	13.14	33.26	56.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	37.1	39.8	40.3	41.9	44.2
自己資本利益率 (%)	5.2	4.6	1.5	3.8	6.3
株価収益率 (倍)	13.2	14.7	31.4	9.8	5.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,775	3,673	2,578	2,985	2,824
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,245	1,542	630	682	1,766
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	708	2,292	745	2,110	1,814
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	4,169	4,008	5,210	5,402	4,644
従業員数 (人)	261	267	271	284	297
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(13)	(14)	(13)	(12)

(注) 1. 従業員数増加は、主にグリーンエネルギー事業における発電所勤務者の人員増強です。

2. 当社は「株式交付信託」を導入しており、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に「株式交付信託」が保有する株式を含めております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
売上高 (百万円)	3,426	1,837	2,752	4,122	8,675
経常利益 (百万円)	547	400	582	657	1,820
当期純利益 (百万円)	543	305	636	613	1,639
資本金 (百万円)	2,292	2,292	2,292	2,292	2,292
発行済株式総数 (株)	21,635,819	21,635,439	21,635,189	21,635,144	21,635,024
純資産額 (百万円)	10,470	10,603	11,002	11,360	12,826
総資産額 (百万円)	23,539	12,647	13,006	13,469	14,960
1株当たり純資産額 (円)	487.30	493.48	515.18	537.01	606.31
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	8 (-)	8 (-)	8 (-)	8 (-)	8 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	25.22	14.24	29.74	28.91	77.48
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	44.5	83.8	84.6	84.3	85.7
自己資本利益率 (%)	5.3	2.9	5.9	5.5	13.6
株価収益率 (倍)	21.7	39.6	13.9	11.3	4.0
配当性向 (%)	31.7	56.2	26.9	27.7	10.3
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	26 (2)	28 (2)	26 (3)	30 (3)	28 (3)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	55.6 (98.6)	58.1 (123.9)	43.7 (155.6)	36.0 (162.0)	35.4 (232.1)
最高株価 (円)	1,241	736	600	425	452
最低株価 (円)	509	471	385	282	313

- (注) 1. 最高株価及び最低株価は、2023年10月20日より東京証券取引所スタンダード市場におけるもの、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2. 当社は「株式交付信託」を導入しており、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に「株式交付信託」が保有する株式を含めております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
1997年 5 月	東京都千代田区一番町16において、日本初のE S C O事業専門の会社として設立
2003年 9 月	本社を東京都中央区京橋二丁目 9 番 2 号に移転
2004年 2 月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社日田ウッドパワーを設立
2004年 2 月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社白河ウッドパワーを設立
2004年 3 月	経済産業省資源エネルギー庁に特定規模電気事業開始を届出
2004年 8 月	電力小売事業に関する子会社として株式会社エナジーサービス・アセット・マネジメントを設立
2005年 3 月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2005年 4 月	株式会社エナジーサービス・アセット・マネジメントの社名を株式会社フェスコパワーステーション滋賀に変更
2005年12月	省エネルギー支援サービス事業に関するメンテナンス事業会社として株式会社フェスコメンテナンスを設立
2006年10月	株式会社白河ウッドパワーにおいて木質バイオマス発電所の商業運転開始
2006年11月	株式会社日田ウッドパワーにおいて木質バイオマス発電所の商業運転開始
2007年12月	株式会社フェスコメンテナンスを株式会社ファーストエスコを存続会社として合併
2008年 1 月	グリーンエネルギー事業における発電用燃料の収集を目的として株式会社バイオネンサービスを設立
2008年 6 月	本社を東京都中央区京橋二丁目10番 2 号に移転
2009年 4 月	電力ビジネス事業部門を新設分割し、株式を譲渡することで、電力小売事業から撤退
2010年 4 月	株式会社バイオネンサービスを、株式会社ファーストバイオスへ商号変更
2010年12月	日本テクノ株式会社に株式会社フェスコパワーステーション滋賀の株式全てを譲渡
2011年 5 月	本社を東京都中央区八重洲二丁目 7 番12号に移転
2011年 6 月	日本テクノ株式会社に株式会社白河ウッドパワーの株式50%を譲渡
2012年 6 月	グリーンエネルギー事業に関する子会社としてアールイー福島株式会社を設立
2012年 7 月	グリーンエネルギー事業に関する子会社としてソレイユ日田株式会社を設立
2012年 8 月	グリーンエネルギー事業に関する子会社としてアールイー大分株式会社を設立
2013年 5 月	ソレイユ日田株式会社において太陽光発電所の商業運転開始
2013年 7 月	日本テクノ株式会社より株式会社白河ウッドパワーの株式50%を取得、連結子会社化
2014年10月	アールイー福島株式会社を、アールイー鹿沼株式会社へ商号変更
2015年11月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更
2016年 2 月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
2016年 4 月	「エフオン（EF-ON）」ブランドの発足 株式会社ファーストバイオスを、株式会社エフバイオスへ商号変更 株式会社日田ウッドパワーを、株式会社エフオン日田へ商号変更 株式会社白河ウッドパワーを、株式会社エフオン白河へ商号変更 アールイー大分株式会社を、株式会社エフオン豊後大野へ商号変更
2016年 6 月	ソレイユ日田株式会社において太陽光発電設備を譲渡
2016年 7 月	アールイー鹿沼株式会社を、株式会社エフオン壬生へ商号変更
2016年 8 月	株式会社エフオン豊後大野において木質バイオマス発電所の商業運転開始
2016年10月	株式会社ファーストエスコを、株式会社エフオンへ商号変更
2016年11月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン第五を設立
2017年 4 月	本社を東京都中央区京橋三丁目 1 番 1 号に移転
2017年11月	株式会社エフオン第五を、株式会社エフオン新宮へ商号変更
2018年11月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン大分を設立 グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン福島を設立
2019年 1 月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン第六を設立
2019年11月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン第七を設立
2020年 1 月	株式会社エフオン壬生において木質バイオマス発電所の商業運転開始
2021年12月	本社を東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号に移転
2022年 4 月	東京証券取引所プライム市場へ移行
2022年 8 月	株式会社エフオン新宮において木質バイオマス発電所の商業運転開始
2023年10月	東京証券取引所スタンダード市場へ移行

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社7社、非連結子会社4社によって構成された総合エネルギー・サービス企業（E S C O = Energy Service Company）です。

当社グループは、顧客企業の省エネルギーを支援することを目的とした事業である「省エネルギー支援サービス事業」と森林資源の有効活用を目指した山林事業並びに国内産の木質バイオマス燃料を利用した再生可能エネルギーによる発電事業である「グリーンエナジー事業」及び「電力小売事業」を営んでおり、各事業の事業内容及び当社グループの各社の事業に係る位置づけは次のとおりです。

1）省エネルギー支援サービス事業について

省エネルギー支援サービス事業とは、企業等の顧客設備の省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入を支援するサービスです。顧客企業のエネルギー使用実態を調べ、省エネルギーの診断を行うとともに、診断結果に基づいて、実際の省エネルギー対策設備及びシステムの設計や施工、その後の運用までを一貫して行います。また、総合エネルギーマネジメントとして、顧客企業のエネルギー使用状況の把握、削減計画の策定、運用・設備改善の実施、削減状況の測定といったサービスのほか、再生可能エネルギーの導入支援、二酸化炭素の管理・削減のコンサルティング等のサービスを提供しております。

2）グリーンエナジー事業について

グリーンエナジー事業は、再生可能な自然エネルギーを電力に転換する事業です。二酸化炭素の排出削減等の社会的な環境改善ニーズに対応し、再生可能エネルギーの中で特に木質バイオマス（注1）をエネルギー源とした環境価値の高い発電所の開発、建設及び運営を行います。当社グループでは、現在、F I T（注2）の設備認定を受けたエフオン日田、エフオン豊後大野、エフオン壬生、エフオン新宮の木質バイオマス発電所が稼働しております。なお、2023年1月よりエフオン白河がF I P制度（フィードインプレミアム（Feed-in Premium））（注3）に移行しております。木質バイオマス発電所の運営及び木質バイオマス燃料供給に関しては、その専門会社としてエフバイオスが当たり、廃木質材や森林資源の有効活用を通じてグリーンエナジー事業の中核を担っております。我が国の国土はその相当部分に未利用の林産資源があり、当社グループではこの活用に着目し資材として高強度のエンジニアリングウッドの開発や新たな樹種の資源化を推進しております。このため、山林事業において植林・育林・素材生産のサイクルを維持する山林経営を軸に、森林資源の可視化や二酸化炭素吸収量の測定のほか各種の調査研究に取り組んでおります。

（注1）木質バイオマス

バイオマスとは、生物資源（b i o）の量的（m a s s）を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされています。

木質バイオマスは、樹木に由来する有機物であって、エネルギー源として利用できるものをいいます。当社グループが手掛ける新エネルギーによる発電事業は、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材や、建築解体現場から排出される建築廃材等を、選別、破碎した木質チップを発電用燃料とするものです。バイオマス資源は、植物が光合成によって空気中の二酸化炭素を取り込んで成長するため、バイオマスの燃焼により放出される二酸化炭素は、地球規模において二酸化炭素のバランスを崩さない「カーボン・ニュートラル」であるとされています。また、バイオマス資源は、石油などの化石燃料とは違い、適正な管理を行えば半永久的に枯渇することなく利用可能な「再生可能資源」として注目されています。

（注2）F I T...固定価格買取制度（Feed-in Tariff）

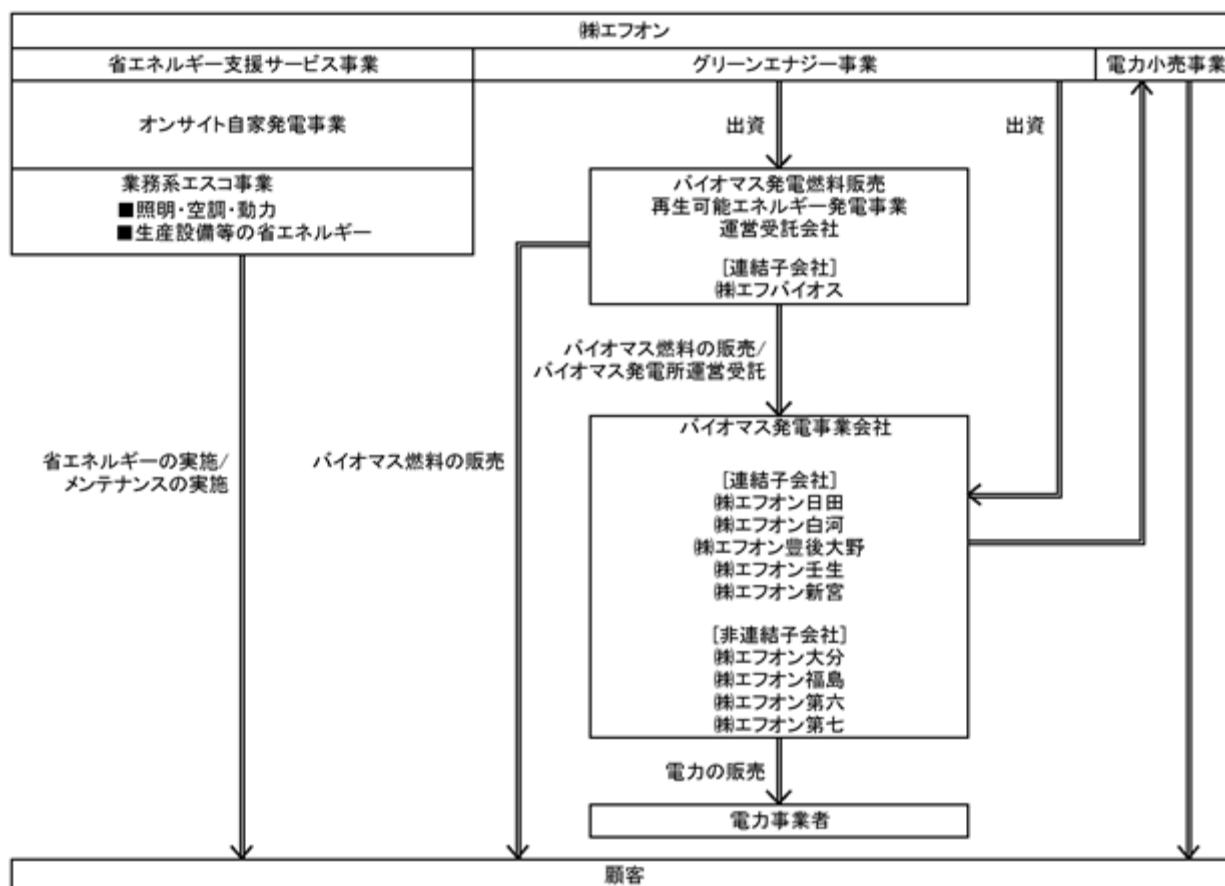
（注3）F I P制度（フィードインプレミアム（Feed-in Premium））

再生可能エネルギー電気の導入促進を図るため2012年に施行されたF I T制度（固定価格買取制度 Feed-in Tariff）が電力市場とは切り離されていることから、電力の需要と供給のバランスにより価格が決まる電力市場の価格と連動した発電を促す制度として2022年4月に開始された制度。再生可能エネルギー発電事業者に対し市場価格とF I T価格との差額を一定の条件のもとプレミアム（補助額）として支給するもの。

3）電力小売事業について

電力小売事業は、電力の需要と供給を最適化しエネルギーの社会全体の効率性を改善することを目的として、電力の小売及び市場取引を行う事業です。当社グループの木質バイオマス発電所で発電された環境負荷の低い電力を顧客に供給しております。

当社グループにおける各事業と事業会社の関係は次のとおりです。
事業系統図（当連結会計年度における事業の状況）



4【関係会社の状況】

2026年6月30日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有)割合 (%)	関係内容
連結子会社 株式会社エフオン日田 (注)1, 2	大分県日田市	495	木質バイオマス発電事業	100.00	事務処理委託、事務所賃借、役員兼務、借入債務被保証
株式会社エフオン白河 (注)1, 2	福島県白河市	441	木質バイオマス発電事業	100.00	事務処理委託、事務所賃借、役員兼務、借入債務被保証
株式会社エフオン豊後大野 (注)1, 2	大分県豊後大野市	450	木質バイオマス発電事業	100.00	事務処理委託、役員兼務、事務所賃借、借入債務被保証
株式会社エフオン壬生 (注)2	栃木県下都賀郡	1	木質バイオマス発電事業	100.00	事務処理委託、役員兼務、事務所賃借、借入債務被保証
株式会社エフオン新宮 (注)2	和歌山県新宮市	1	木質バイオマス発電事業	100.00	事務処理委託、役員兼務、事務所賃借、借入債務被保証
株式会社エフバイオス	東京都千代田区	10	バイオマス燃料販売及び発電所運営受託業務	100.00	事務処理委託、事務所賃借、役員兼務
ソレイユ日田株式会社	大分県日田市	10	太陽光発電設備管理及び不動産賃貸事業	100.00	事務処理委託
その他の関係会社 日本テクノ株式会社	東京都新宿区	571	高圧受変電設備の保安全管理業、電力販売業	(32.58)	-

(注)1. 特定子会社です。

2. 株式会社エフオン日田、株式会社エフオン白河、株式会社エフオン豊後大野、株式会社エフオン壬生、株式会社エフオン新宮については、売上高の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

株式会社エフオン日田

売上高	2,416 百万円
経常利益	219 百万円
当期純損失	801 百万円
純資産額	1,662 百万円
総資産額	2,054 百万円

株式会社エフオン白河

売上高	2,595 百万円
経常利益	337 百万円
当期純損失	260 百万円
純資産額	1,706 百万円
総資産額	2,065 百万円

株式会社エフオン豊後大野

売上高	4,055 百万円
経常利益	232 百万円
当期純利益	161 百万円
純資産額	1,812 百万円
総資産額	6,327 百万円

株式会社エフオン壬生

売上高	4,101 百万円
経常利益	366 百万円
当期純利益	261 百万円
純資産額	583 百万円
総資産額	9,855 百万円

株式会社エフオン新宮

売上高	2,790 百万円
経常利益	487 百万円
当期純利益	1,015 百万円
純資産額	161 百万円
総資産額	11,691 百万円

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「エネルギーの黒子であろう」という企業理念のもとで、「人のための省エネ、人々のための再エネ」をベースコンセプトに、効率的なエネルギー利用と自然由来のエネルギー供給を通じて現代の課題に取り組んでおります。

省エネルギーの推進と国産再生可能エネルギーの利用により、温暖化ガスの発生量の低減、一次エネルギー純輸入量の削減、人間とそれ以外の自然環境との両立を継続することを目指してまいります。当社グループの推進する木質バイオマス発電は、森林資源や林業の活用、協力が不可欠であり、バイオマス利用の積極化を推進することで資源の有効利用、地域経済の活性化に取組んでおります。

また、森を育て、木の素材としての価値を最大限活用するとともに、用材に不適な間伐材や端材をエネルギーとして有効利用することで、持続的な社会の実現に貢献してまいります。

(2) 経営戦略等

当社グループでは、国内産の木質チップを燃料として二酸化炭素の排出量の極めて少ない木質バイオマス発電による再生可能エネルギー電気の製造販売を主軸とした事業展開をしております。再生可能エネルギーは循環して繰返し再生産が可能なエネルギーであることから、発電所の立地する地域経済の活性化や山林保全に寄与するとともに、持続可能な循環型の社会の構築に貢献するものと考えております。

当社グループの木質バイオマス発電所は、現行、F I T・F I P制度に基づく電力販売を実施しておりますが、本制度は新設発電所で送電開始から20年間の販売方式を担保するもので、当該期間の安定的な燃料確保を進めることが重要な施策であると認識しています。我が国の国土は約70%が山林であると言われておりますが、一方でその山林、立木所有者が高齢の域にあり、また、地域によっては伐採する事業者も同様に次世代の後継に苦慮していること、そのことから林産事業者の経験、ノウハウ等が次世代に継承されず断絶の恐れのあること等が問題となっております。山林経営は、その運営上、かなりの長期間にわたり事業の継続が必要であり、木材素材の販売に加え間伐材や低品位木材を燃料として活用できる点では当社グループの事業との関連性は極めて重要なものであると考えております。このため、当社グループでは山林経営に着手し山林事業の収益性の確保を機械化を中心に効率的に実現させてまいります。

また、発電所のF I T・F I P制度の適用期限後について、制度外での環境負荷の少ないクリーンな電気を直接顧客へと供給する方法として、電力小売事業を展開し本来の再生可能エネルギー電気の活用を促進、拡大していくことが必要と考えております。

こうした中、当社グループでは以下の活動を通じて、さらなる事業の発展と社会貢献を果たしていくことを中長期の経営戦略としています。

「省エネルギー支援サービス事業」においては単なる機器の更新だけではなく、生産・業務システムとしてのエネルギー効率改善を支援してまいります。行政の求める省エネ基準を満たし助成制度を活用することにより、国全体のエネルギーの節約に貢献するとともに顧客にとっては初期投資額の抑制を実現する提案をサービスの要点として展開してまいります。

「グリーンエナジー事業」においては、山林経営を含め木質バイオマス関連分野への投資を拡大してまいります。次世代の担い手である若い人たちに林業という産業の魅力と意義を継承し、発電事業はもとより山林事業の収益性の確保を実現することで長期の事業基盤を整備してまいります。

「電力小売事業」においては、当社グループ発電所で発電した再生可能エネルギー電気を環境価値とともに顧客へ供給する活動を通じて、持続可能なエネルギーの利用を促進してまいります。

近年、気候変動に係る温暖化ガス排出に関する意識の高まりから世界各国企業に対して、気候関連財務情報開示タスクフォース(T C F D:Task Force on Climate-related Financial Disclosures)からの提言が公表されるなど、企業が取組むべき持続可能な社会の実現に向けた戦略、行動課題や進捗、評価等の情報開示について、関心が高まりつつあります。当社グループでは、省エネルギー支援、木質バイオマス発電、山林経営、電力小売りの各事業を通じて、持続可能な自然由来の再生可能エネルギー電気の供給と消費エネルギーの抑制に貢献する事業を営んでおり、気候変動を重要な社会課題ととらえています。T C F D提言に則り気候変動のリスクや機会、シナリオ等について分析と議論を進め、今後も当社グループの取組や戦略について公表するよう努めてまいります。

当社グループは、環境に優しく国産の持続可能な資源によるエネルギー創出に資するべく、既存設備については発電所のさらなるオペレーティング技術の向上、適切な設備保守、最適燃料使用比率の追求をテーマに人材育成や地元の林業、木材関係者らとの協力体制の整備、強化を図ってまいります。新たな発電所の開発については、開発案件の立地調査、燃料調達ネットワークの構築等に精力的に取り組む、継続的な開発着手を遂行してまいります。二酸化炭素フリーで安定的な電力の供給と地元関連産業の活性化を推進していくことが社会貢献につながり企業価値の向上に資するものと考えております。

(3) 経営環境

当社グループの営む事業のうち、国内産の木質チップを利用した木質バイオマス発電事業では、エフオン新宮発電所で使用する木質チップの集荷に苦戦し発電所の出力を抑制する状況が継続しております。これを改善しグループ内の他の発電所と同等の稼働を得るべく、近隣の製材所に対し発電所の蒸気を利用した木材の乾燥サービスや木材カット等のサービスを提供することで製材端材等の集荷に協力いただける体制を確立してまいります。また、製材所との協業を通じて原木の拡販を進めるための人員の教育や機械化を進め収量の向上に努めてまいります。

木質チップ発電所の高稼働を維持するとともに発電した電力とその環境付加価値を含む電力販売の普及を進め、さらなる電力小売契約量の拡充を目指してまいります。

これらの事業を安定的かつ持続可能で、また、顧客やその他のステークホルダーの環境保全にとって意義のある取組とするため、これらの事業を有機的に組立てピーアールすることで、それぞれが収益を生む事業として育成していくことが喫緊の課題と認識しております。

近年、地球環境の維持を目的として企業活動に対し計画的な環境保全施策の推進が求められております。当社グループの営む事業が、こうしたニーズに対応できるよう事業環境の整備を積極的に進めてまいります。

2027年6月期における各事業セグメントの事業環境及び活動予定は、次の通りです。

(省エネルギー支援サービス事業)

省エネルギー支援サービス事業では、顧客の要望する省エネルギー施策の実現に向け、生産設備の老朽化対応としての省エネルギーに資する設備の導入、更新等の建設工事を含めた売上獲得に注力してまいります。次期の見通しでは外部売上高の増加、セグメント全体としての利益については一定程度の水準を維持してまいります。

(グリーンエナジー事業)

グリーンエナジー事業では、エフオン新宮発電所の稼働率を回復しグループ発電所すべての安定的な高稼働を維持してまいります。また、山林経営を通じて木質マテリアルの循環型で持続可能な事業への展開を進めてまいります。事業環境の様々な変化に対応するため、グループ各発電所の木質チップ燃料使用量の低減や、木質バイオマス発電所の運営ノウハウの蓄積に努めるとともに、山林資源の利用効率を向上させてまいります。チップ加工設備を有するエフオン豊後大野発電所、エフオン壬生発電所、エフオン新宮発電所地域での原木の受入量を増加させ、未利用木質チップの内製化を推進してまいります。5基の木質バイオマス発電所の相互協力体制を強化し、グループ発電所のスケールメリットを活用したコスト削減やメンテナンス情報を共有、蓄積することで、さらなる運営ノウハウの研鑽を推進していく方針です。

(電力小売事業)

電力小売事業では、グループ子会社の発電する環境負荷の低い電力を通じて、持続可能な社会への貢献を目指しております。当社グループでは、山林事業で生じる森林資源を有効活用し、その一環として、これまで利用が難しかった一部の素材不適格な木材を、木質バイオマス発電の燃料として利用しています。これにより、顧客の利用する電気エネルギーの温室効果ガス排出量を低減することに貢献いたします。

また、伐採した跡地に新たに植林を行うことで、空気中の二酸化炭素の削減と酸素の供給を促進し、これらが循環的に作用することで持続可能なエネルギーの創出を実現しております。

さらに、環境負荷の低い電力を一定期間継続して提供できるメニューを開発するとともに、顧客の事業活動が自然環境に与える影響を緩和する方策についても、積極的に推進してまいります。

当社グループは、これらの取組を通じて、お客様とともに、より良い未来を築いていきたいと考えております。

これらの活動を通じて2027年6月期の業績については、連結売上高22,000百万円、連結営業利益1,800百万円、連結経常利益1,800百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,300百万円を見込んでおります。

なお、電力小売事業で将来の電力仕入額が増加する場合に備え電力先物取引により収益の安定化を図っておりますが、当該電力先物取引に係る損益は日本卸電力取引所の市場価格に依拠するため評価額等の損益は業績予想に織り込んでおりません。また、本業績見通しの前提は、過去の市場価格の平均等を合理的に見積もったものであり、市場価格の急激な変動や投機的な要素を織り込んでおりません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの主力事業である電力小売事業とグリーンエナジー事業のさらなる飛躍のため、木質バイオマス発電所の安定的な高稼働と環境付加価値を含む電力販売の拡充を進めてまいります。

木質バイオマス発電所運営に関しては燃料調達に係る経費の削減に努めるとともに必要量の確保により事業収益を向上させていくことが喫緊の課題と認識しています。また、山林事業においては、収益改善のための収量向上が必須であり、効率的な施業地の獲得拡大や機械化を進め、生産量の向上のためのノウハウの確立が重要な課題であると認識しています。

このため、これらを担う専門的な人員の確保、教育、業務の実践を継続することが重要な経営課題であると認識しております。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、事業分野毎の収益性だけでなく、グループ全体での収益を最大化することが重要であると認識しております。これまで蓄積した省エネルギーや木質バイオマス発電所運営に関するノウハウを活用、展開する

ことで、さらなる業績の拡大を目指してまいります。このため、連結での売上高及び営業利益率を重要な経営指標と考えております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、資源、エネルギーの利用と供給の両面から、現代の社会が求める合理性と安全を追求し、持続可能な地球環境の実現と当社の企業価値増大の両立を目指しています。

(1) サステナビリティ全般

ガバナンス

当社グループは、2022年10月、「サステナビリティ推進委員会」及び「サステナビリティ推進会議」を設置し、当社のサステナビリティの実現に向けて、マテリアリティに取り組んでいます。

代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」は、社内取締役から構成され、グループのサステナビリティ方針、リスクと機会、中長期的な戦略、目標等について年2回以上にわたり審議を行い、審議結果を取締役に上程しています。

当連結会計年度の実施状況は以下のとおりであります。

サステナビリティ推進委員会実施状況

区分	開催年月	検討内容
第1回	2025年11月	・第30期サステナビリティ推進会議の構成 ・第30期サステナビリティ推進委員会等開催スケジュール
第2回	2026年6月	・第30期の取組報告 ・第31期の取組内容(案)

取締役を議長とする「サステナビリティ推進会議」は、役職員から構成され、取締役会とサステナビリティ推進委員会で決定された方針の下、マテリアリティへの対応について計画を策定実行するとともに、各部門からの情報を集約し、目標に対する進捗状況の把握等も担っています。サステナビリティ推進会議は年4回以上開催し、会議結果をサステナビリティ推進委員会に報告しています。

当連結会計年度の実施状況は以下のとおりであります。

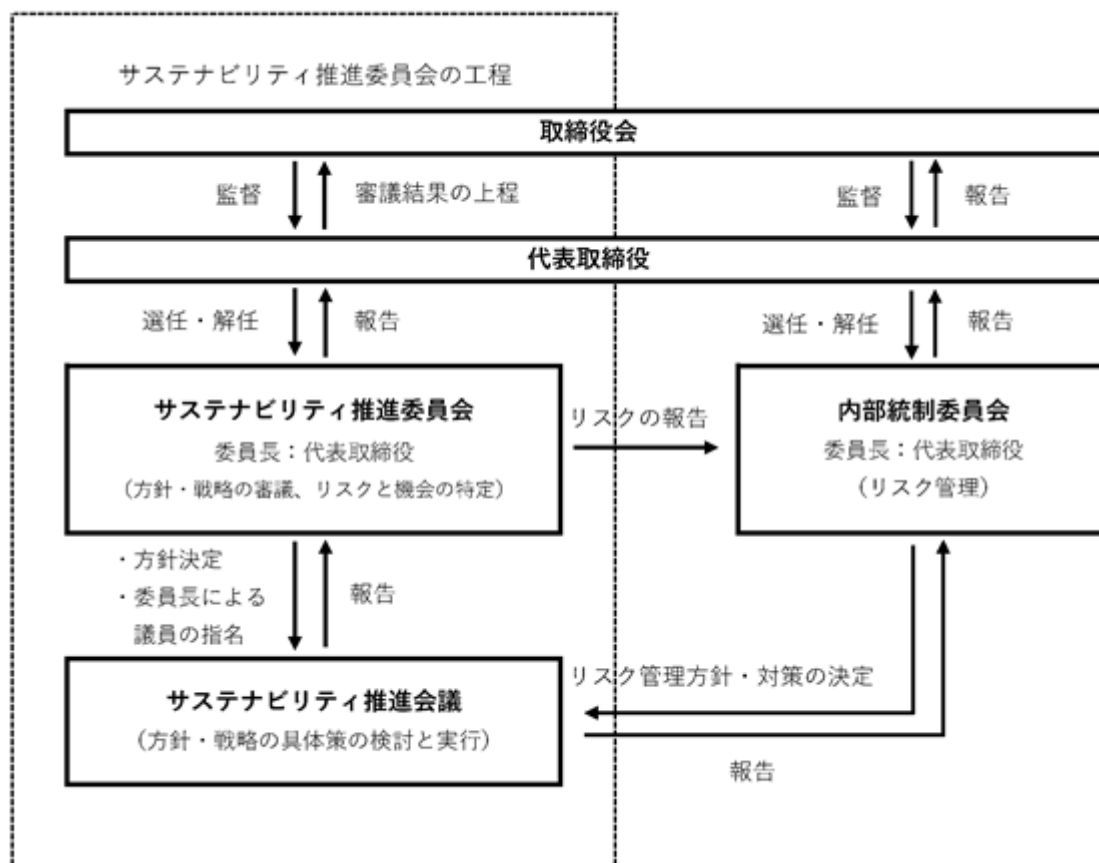
区分	開催年月	検討内容
第1回	2025年12月	・第30期サステナビリティ推進会議の構成 ・第30期の取組計画(案) ・第29期GHG排出量報告 ・特定荷主の要件確認について
第2回	2026年1月	・CDP回答結果 ・特定荷主の要件確認 ・当社ホームページにおける「エフオンめぐみの森」の取組に関するPRについて
第3回	2026年3月	・「エフオンめぐみの森」の取組状況について ・当社社有林によるCO2吸収量について ・省エネ法及び物流効率化法への対応
第4回	2026年5月	・2025年度分のGHG排出量算定について ・特定荷主に関する対応について ・2026年度からの新しいIGXリーグ(GXフューチャー・リーグ)について

サステナビリティ推進委員会及びサステナビリティ推進会議を通じて今期に実施した主な取組は以下のとおりであります。

今後もサステナビリティに関する法的・社会的動向を把握し、中長期的な戦略、目標等の見直しを検討するとともに、それらの動向を踏まえた取組を実行します。

取組	概要
関係法令対応（省エネ法・温対法・物流効率化法等）	法的要件の確認、法に基づく中長期計画書・定期報告書等の作成・提出
CDP（Carbon Disclosure Project）回答	CDPから提示される質問書への回答
GXリーグ報告	2024年度（第29期）の温室効果ガス排出量の登録
「エフオンめぐみの森」に関する活動	自然共生サイト（環境省・農林水産省・国土交通省）の認定及びPR用ホームページの作成等

今後もこのようなリスクと機会に関する検討を継続し、来期において中長期的な戦略等の見直しを行ってまいります。



戦略

a. サステナビリティ方針

当社グループの描く2050年の世界観（VISION2050）及び当社グループの事業特性、さらにはサステナビリティ推進に関する国内外の動向等を踏まえ、以下のようにサステナビリティ方針を策定しました。

サステナビリティ方針 Sustainability Policy

エフオングループは、資源、エネルギーの利用と供給の両面から、
現代の社会が求める合理性と安全を追求し、持続可能な地球環境の実現に貢献します

b. マテリアリティと対応策

国際基準やガイドライン、当社グループ及び重要なステークホルダー双方の視点による様々な社会課題の評価結果等を踏まえて当社グループのマテリアリティ（重要課題）を特定しました。

特定したマテリアリティとそれらを解決して新たな価値を創造するために、当社が行う対応策は次のとおりであります。

ア．地域と産業の持続的発展に貢献

マテリアリティ	対応策
森林資源の持続的かつ循環的な活用	・ 地域産木材の活用 ・ 苗木育成、植林 ・ 建築廃材の利活用 ・ 資源循環利用による発電事業と山林事業の一体的経営
安定的な再生可能エネルギーの供給	・ 木質バイオマス発電の発電量拡大 ・ 社有林拡大 ・ 発電用燃料の安定調達
地域活性化への貢献	・ 地域人材の採用 ・ 関係企業との連携 ・ 地域売電 ・ 地域産木材の販売 ・ 地域からの燃料調達

イ．人と地球環境の未来に貢献

マテリアリティ	対応策
事業活動に関わる人々の人権尊重	・ 人権方針の策定 ・ e-ラーニングによる人権関連研修
脱炭素社会への貢献	・ 再生可能エネルギーの供給拡大 ・ 省エネによるエネルギー需要量最小化と再エネによるCO2排出量最小化の同時推進 ・ 社有林拡大、森林管理高度化によるCO2吸収量の増加 ・ カーボン・クレジットの創出 ・ 温室効果ガスの削減
森林生態系の保全・水源涵養	・ 環境林の保全 ・ 水源涵養保安林の管理 ・ 地域特性に応じた樹種の選定、育成、植林 ・ 植林面積・本数の拡大

ウ．事業運営基盤の強化

マテリアリティ	対応策
多様な人的資本の強化	・ 人材育成方針及び社内環境整備方針の策定 ・ 多様性確保のための目標設定
労働安全衛生の確保	・ 安全衛生方針の策定 ・ 安全衛生教育 ・ 安全衛生の継続的な改善
リスクマネジメントの強化	・ 事業継続計画（BCP） ・ サイバーセキュリティ対策 ・ 化学物質の管理

リスク管理

サステナビリティに関連するリスクについては、サステナビリティ推進委員会において識別を行い、内部統制委員会でその管理を行い、取締役会に報告しています。また、サステナビリティに関連するリスク対策の実行は、サステナビリティ推進会議にて行うものとし、その実施状況を内部統制委員会に報告します。

指標及び目標

サステナビリティ推進状況を管理するために設定した主な指標及び目標とそれに対する実績は以下のとおりであります。

なお、気候関連及び人的資本・多様性に関する指標及び目標は、「（２）気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)に沿った情報開示 指標及び目標」、「（４）「人的資本・多様性」に関する事項 指標及び目標」に記載しています。

指標	単位	2025年度		
		実績	目標	状況
経営山林面積	ha	6,623	10,000	未達
社有車のハイブリッド化割合等	%	重機等の燃費を改善する技術情報の収集	社有車のハイブリッド化15%	未達
自社植林面積	ha	60.62	80.00	未達

(2) 気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)に沿った情報開示

気候変動は、最も重要な社会課題の一つであり、エネルギー事業や山林事業を営む当社グループにとっても、解決すべき経営課題です。2022年9月、当社は気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言への賛同を表明しました。また、取り組むべきマテリアリティの一つとして、脱炭素社会への貢献を掲げています。

ガバナンス

気候関連のリスクと機会については、「(1) サステナビリティ全般 ガバナンス」に記載のガバナンス体制のもと、取締役会による監視と代表取締役社長を委員長とした「サステナビリティ推進委員会」による評価と管理を行っています。

戦略

<前提となるシナリオ>

当社では、脱炭素社会実現に向けた厳しい規制が課され気候変動の進展を抑えられた世界を想定した1.5 シナリオと、規制が強化されず気候変動が進み台風や集中豪雨等の自然災害が激甚化する世界を想定した4 シナリオを想定し、リスクと機会及び対応策について検討を行いました。

1.5 の世界では、2050年まで道のりとして、政策と法の執行及びテクノロジーの進展などにより、カーボン・ニュートラルが達成されるシナリオを検討しました。

カーボン・ニュートラルとなる2050年までには、化石燃料の使用が削減され、再生可能エネルギー発電が拡大するとともに、大型車両はハイブリッド化を経て電動化が進むことが予測されます。

この際、最終的にカーボン・ニュートラルを達成するにはオフセットが必要となり、森林由来カーボン・クレジットが重要な役割を果たすものと考えられます。

<影響度の定義>

当社への事業に与える影響 大：30億円以上、中：30億円未満、5億円以上、小：5億円未満

<シナリオ分析に基づく当社のリスクと機会>

気候変動に関わる制度、市場、気象などの変化は、当社の事業活動にとってリスクとなりうる一方で、当社の事業構成上、大きな事業機会であると考えています。当社ではサステナビリティ推進会議の下、TCFD開示作業部会を設け、2022年10月より2023年2月まで、上記前提によるシナリオ分析に基づき気候変動の移行機会とリスク及び物理リスクの定性評価及び定量評価を行い、その結果についてサステナビリティ推進会議に報告し、サステナビリティ推進委員会、取締役会にて特定をしました。この際、1.5 シナリオは、国際エネルギー機関(IEA: International Energy Agency)のWEO2022(NZE)、4 シナリオは、国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)第5次評価報告書(RCP8.5)、第6次評価報告書(SSP5-8.5)を利用して分析しました。特定した主なリスクと機会、当社への影響と対応策は下記の通りです。

移行機会とリスク

区分	事業環境	機会／リスク		当社への影響		
				内容	2030年	2050年
政策と法	・規制強化によりカーボン・プライシングの導入が進み、非化石エネルギー、クレジット取引、脱炭素関連事業の市場が拡大する	機会	・脱炭素規制強化による再エネ需要の拡大	・木質バイオマス発電事業、電力小売事業の売上増加	中	大
			・カーボン・プライシングの導入による森林の新たな付加価値の向上	・社有林の森林由来クレジットの販売による収益拡大	中	大
		リスク	・気候変動、脱炭素対策規制への対応	・燃料輸送コストの増加、対策設備・重機導入コストの増加	小	中
			機会	・環境保護意識の向上に伴う、中高層建築物等への国産木材の需要拡大	・木材価格の上昇及び販売量の増加による収益拡大	中
市場		リスク	・木質バイオマス発電所の増加を受けた、燃料チップ調達環境の変化	・燃料チップ調達コストの増加	中	大
テクノロジー	・技術革新を受けた発電コスト低減により非化石電源の導入が進む ・技術開発により、エネルギー利用効率化や林業のイノベーションが進む	機会	・省エネ(素材、技術、手法等)の技術革新	・省エネ事業範囲、機会の拡大による売上増加	中	大
			・早生樹（ 1 ）、エリートツリー（ 2 ）の普及	・販売量の増加による収益拡大	小	中
		リスク	・競合する再エネ電気の発電コスト低下	・FIT・FIP後の木質バイオマス発電事業、電力小売事業の売上減少	小	大
評判	・社会の意識変化により、気候変動への取組状況が企業評価に影響	機会	・森林再生・環境貢献型企業に対する評価の高まり	・企業価値、ブランド力の向上 ・省エネ、木質バイオマス発電・電力小売り、山林事業の売上増加	中	大
		リスク	・再エネ定義の見直し	・木質バイオマス発電の持続可能性評価の厳格化	中	大

1. 早生樹：「早く」「成長する」「樹種」の総称です。一般的には、スギやヒノキに比べて初期の樹高成長量や伐期までの材積成長量の大きな樹種を指します。10年から25年位の比較的短伐期での収穫が可能で、センダン・ユリノキ・チャンチンモドキ・コウヨウザン等の種類があります。(出典：近畿中国森林管理局)

2. エリートツリー：各地の山で選抜された精英樹(第1世代)の中でも、特に優れたものを交配した苗木の中から選ばれた、第2世代以降の精英樹の総称です。主に成長性が改良されており、特に初期成長の早さが特徴です。材質や通直性にも優れています。(出典：森林総合研究所)

< 対応策 >

(政策と法、市場、テクノロジー)

- ・純国産木材活用による森林資源循環型の再生可能エネルギーとして、木質バイオマス発電事業と電力小売事業を積極的に展開
- ・エネルギー消費量削減に寄与する革新技術の早期導入による、省エネルギー支援事業強化
- ・社有林の拡大と維持管理、苗木生産、植林を推進し、森林由来クレジットの創出
- ・林業就業者の人材育成を進めるほか、高性能林業機械、ICT、早生樹・エリートツリーの導入を進め、山林経営を効率化
- ・効率化された社有林から燃料調達量の拡大を進め、F I T ・ F I P 後を見据えた燃料調達と発電コスト低減
- ・各拠点で使用する重機・大型トラックのハイブリッド化、電動化や電力の再エネ化等による、GHG排出量の削減

(評判)

- ・ステークホルダーへの情報開示による、企業価値向上
- ・純国産木材由来の木質バイオマス発電と山林の一体的な経営による、資源の循環再生や持続可能性に関する発信の強化

物理リスク

区分	事業環境	リスク		当社への影響		
				内容	2030年	2050年
急性的	・気候変動に起因する水害等の自然災害の増加	リスク	・異常気象による自然災害リスクの拡大	・送電機会の損失、復旧や対策建設費の増加	中	中
				・燃料チップ調達障害、調達コスト増		

< 対応策 >

- ・事業継続計画（BCP）による対策強化
- ・燃料調達網の強化

リスク管理

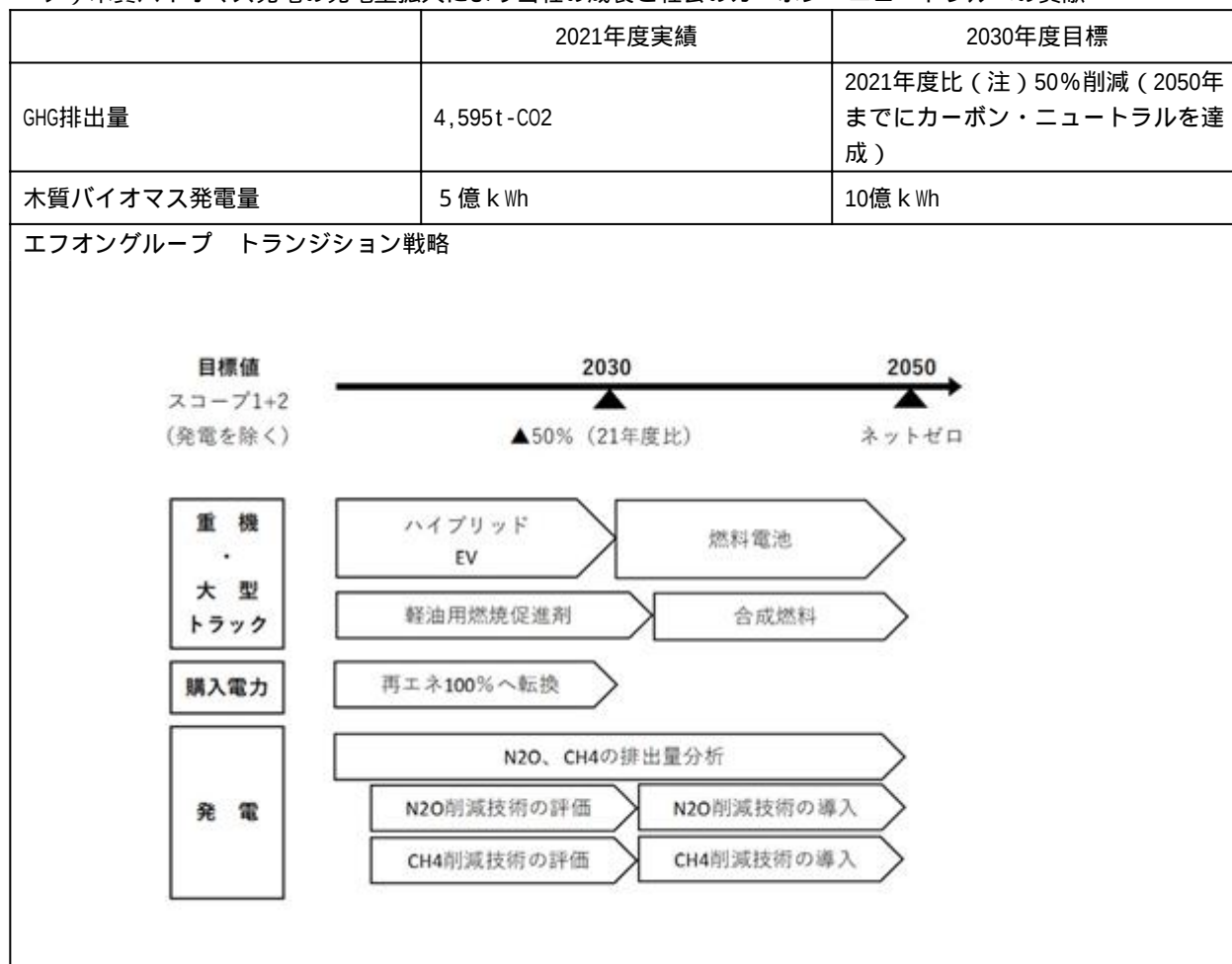
気候関連リスクについては、「（１）サステナビリティ全般 リスク管理」に記載の、サステナビリティに関連するリスクの一部として管理しています。

指標及び目標

a. エフオングループ トランジション戦略

当社グループは、カーボン・ニュートラルに向けて、発電を除くスコープ1+2を2030年度50%削減（2021年度比）、2050年度ネットゼロを目標に「エフオングループ トランジション戦略」を策定しました。

ア) 木質バイオマス発電の発電量拡大により当社の成長と社会のカーボン・ニュートラルへの貢献



（注）発電燃料である木質チップ由来の排出量を除きます。

イ) 社有林の拡大及び伐採後の植林により、森林吸収量を拡大して気候変動抑制に貢献するとともに、カーボン・クレジットを創出しオフセットに寄与

（単位：t-CO2）

	2021年度実績	2030年度目標
森林CO2吸収量	3,040	6,000

b. 2025年度の実績

当社グループの2025年度の実績は以下のとおりであります。

ア) 木質バイオマス発電の発電量拡大による当社の成長と社会のカーボン・ニュートラルへの貢献

		2021年度 実績	2025年度 実績	2030年度 目標
GHG排出量 (t-CO2)	スコープ1(当社グループ による温室効果ガスの直接 排出)	4,173	5,063	50%削減(注) (2021年度比)
	スコープ2(他者から供給 された電気の使用に伴う間 接排出)	422	473	
	合 計	4,595	5,536	
	内、木質チップ由来を除く 排出量	3,376	3,337 (削減率1.2%)	
木質バイオマス発電量(kWh)		500,000,000	640,170,455	1,000,000,000

(注) 発電燃料である木質チップ由来の排出量を除きます。

イ) 社有林の拡大及び伐採後の植林により、森林吸収量を拡大して気候変動抑制に貢献するとともに、カーボン・クレジットを創出しオフセットに寄与

(単位: t-CO2)

	2021年度実績	2025年度実績	2030年度目標
森林CO2吸収量	3,040	6,280	6,000

(注) 主伐による排出量は、主伐林齢までの蓄積を主伐年度に一括算定するので、森林の年々の成長に基づき算定する吸収量に比べると面積あたりで10倍以上大きく(出典: J-クレジット制度事務局)、2025年度は主伐を他年度と比較して広範囲で行ったため吸収量がマイナスとなっております。引き続き、主伐後の植林及び社有林の拡大を進め、森林CO2吸収量の拡大を図ってまいります。

ウ) その他トランジション戦略関連指標

指標	単位	2025年実績	2030年度目標
購入電力再エネ率	%	82.0	100.0
N2O、CH4	-	排出量分析 削減技術検討	削減技術の評価

(3) 生物多様性の保全

エフオングループは、2025年7月、環境省が事務局である「生物多様性のための30by30(サーティ・バイ・サーティ)アライアンス」に参画しました。30by30アライアンスとは、2030年までに我が国の陸域・海域の少なくとも30%を保全・保護する目標(30by30)及び2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させるという目標(ネイチャーポジティブ)の達成に向けた取組促進を図る有志の企業・自治体・団体の集まりです。

また、当社グループは、生物多様性の保全を重要な経営課題の一つとして位置付け、森林生態系の保全に努めています。2023年4月からは、京都府京都市右京区に位置する約545haの社有林において生物多様性の調査・保全活動を行い、植物181種及び動物69種(2025年8月時点)を確認しました。調査結果を基に、2025年9月~2030年3月を計画期間とする生物多様性を増進する活動計画を作成し、2026年3月に国から自然共生サイトに認定されました。本サイトには、希少な動植物が多く生息し、モミジチャルメルソウやヒダサンショウウオなどの環境省レッドリスト掲載種も確認されています。

当社グループは、今後も多様な動植物が生息できる森林環境を守り続け、30by30とネイチャーポジティブの実現に貢献してまいります。

(4) 「人的資本・多様性」に関する事項

当社グループは、対処すべき課題でも触れた通り、専門的な人員の確保、育成の継続を重要事項としております。これらを実現するためには、D & I（ダイバーシティ＆インクルージョン）の推進を計画的に具現化することで多様な人材の採用や、ワークライフバランスを考慮した働き方改革を継続することで多様な働き方を取り入れてまいります。加えて、社員一人ひとりの健康こそが、事業発展の基礎であるとする、健康経営を推進します。こうした施策を合わせることで、社員の定着率や働き甲斐のある職場環境の実現に取り組んでまいります。

人材育成方針については、人的資本価値を高めるために経営戦略と人材戦略、そして社員一人ひとりの能力発揮と成長意欲の連動が不可欠であることから、現場実践を重視した教育を中心に検討し戦略・目標策定を実現してまいります。

戦略

当社グループが今後も持続的な成長を遂げるためには、中長期的な戦略に沿った人材の育成が不可欠であるとの考えのもと、新入社員から管理職に至るまでの階層に合わせた階層別研修をはじめ、従業員の職務や役職において必要とされる人材に育成するための各種教育研修制度や技術の習熟度を測りグループ全体の技術力の向上を目指す「グループ技術技能検定」を継続して実施し能力開発を可能にしております。

< 人材育成の主な取り組み >

	取組事項	具体的内容及び実施状況
(a)	階層別研修	新入社員研修、若手社員研修、中堅社員研修、管理職研修の各研修を実施いたしました。次年度も同様の研修を実施予定としております。
(b)	リーダーシップ/ マネジメントスキル育成	リーダー職や管理職としての役割遂行に必要な能力やスキルを特定し、外部教育機関による研修を活用してリーダーシップやマネジメントスキルを習得する機会を提供しております。
(c)	グループ技術技能検定	バイオマス発電所に特化した技術の習熟度を測りグループ全体の技術力の向上を目指す、「グループ技術技能検定」を継続的に実施しております。
(d)	自己啓発プログラム	従業員が自ら学び能力開発する場を提供するため、外部教育機関を活用し、各人で選択可能な自己啓発プログラムを提供しております。
(e)	OJT制度	技術と経験を有する社員が、若手社員の指導育成を担当することで、社内で受け継がれてきたノウハウを伝承しており、今後とも熟練社員の技術の継承、知識の共有に努めてまいります。
(f)	リスク管理研修	企業全体のリスク管理の一環として、ハラスメント、コンプライアンス、情報セキュリティの各種研修のデバイスを固定せず実施できるよう環境と機会を提供しております。

< 人的環境整備の主な取組み >

人的資本の強化は、当社グループにおいて制度面を含めた環境整備に取組み、社員一人ひとりを対象に、健康保持増進のケアあるいは中長期的な企業価値向上に欠かせない優秀な人材の確保のため継続して行うことが重要だと認識しております。

	取組事項	具体的内容及び実施状況
(a)	多様性の確保	多様な知識、経験を持つ人材の獲得や多様な働き方として副業制度の導入を実施しております。
(b)	高齢者雇用	高齢者雇用安定法の改正より前倒しにて定年延長施策を65歳として実施しており、合わせて確定拠出年金についても改定を行っております。
(c)	育児介護休業	これまでも、有給の看護休暇として、学校行事、面談等での取得を可能としていましたが、対象年齢をさらに6年生までに引き上げ、両立支援を拡充しています。
(d)	生活習慣病予防	生活習慣病高リスク者に対する特定保健指導の勧奨に取り組んでおります。「健康経営優良法人2025」（中小規模法人部門）に昨年に引き続き認定されました。
(e)	労働安全衛生の確保	安全操業、労働災害撲滅を最優先課題とし自主的な安全衛生活動を推進し安全で働きやすい職場環境づくりを進めております。
(f)	従業員向けインセンティブプランの導入	福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚やリテンション効果を通じた当社グループの恒常的な発展を促すことを目的として、本制度を導入しております。
(g)	確定拠出年金制度の拡充	勤続年数に伴った会社掛金の額面を増額改定し、長く安心して働く環境を強化しております。

指標及び目標

当社グループは、上記「戦略」において記載した人材育成の主な取組み及び人的環境整備の主な取組みに関して次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

各戦略	人事 K P I	実績（2026年6月期）	2027年6月期
多様性の確保	男性育休取得人数	4 人	5 人
人材強化	研修受講人数	延べ480 人	延べ400 人
職場環境の整備	育児休業復帰率	100 %	100 %
	有給休暇取得率	83 %	86 %
	ストレスチェック受検率	100 %	90 %

3【事業等のリスク】

「事業等のリスク」には、当社グループの財政状態、経営成績並びに現在及び将来の事業等に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが入手可能な情報等に基づいて判断したものです。

省エネルギー支援サービス事業について

省エネルギー支援サービス事業は、対象施設全体のエネルギー使用状況に関する調査・診断、コンサルティングから施工、維持管理、その後の効果の測定・検証の提供までを一貫して行います。実施した省エネルギー対策について、設備の安定稼働のためメーカー及びメンテナンス会社と十二分に協議を重ね、保守・点検を実施しております。しかしながら、当社グループの想定外の理由に伴い、計画した保守・点検業務を行うことができず、設備の安定稼働に支障が生じ当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

グリーンエナジー事業（再生可能エネルギーによる発電事業）について

当社グループの運営する発電所は、主に2012年7月に施行されたFITに基づく発電事業を営んでおります。この制度を背景として、現在、木質バイオマス発電所を大分県日田市及び豊後大野市、栃木県下都賀郡、和歌山県新宮市で操業しております。FITの電力買取条件については、調達価格等算定委員会にて調達買取価格等について検討がなされ年度ごとに見直しが行われます。同制度にて発電設備認定を受け決定された調達期間（日田発電所は2013年3月認定を起点として約14年、豊後大野発電所は2016年7月送電開始を起点として20年、壬生発電所は2016年度FIT認定、送電開始を起点として20年、新宮発電所は2018年度FIT認定、送電開始を起点として20年）及び調達買取価格は調達期間中に変更されることはありませんが、新設発電所の調達買取価格は、同制度の適用決定時期により当初計画された事業計画の価格と乖離する可能性があります。その場合、当社グループの事業計画に影響を及ぼす可能性があります。また、政策の転換等により既存の発電所が同制度の適用を受けられなくなった場合、同じく当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

木質バイオマス燃料の確保について

木質バイオマス発電所の運営においては、安定的な燃料を確保することが重要です。当社グループが燃料として使用する木質バイオマス燃料は、伐採木材、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材、建築解体現場から排出される建築廃材等を粉碎加工したものです。当社グループは、木質バイオマス燃料製造会社（以下、「燃料製造会社」）から木質バイオマス燃料を購入いたしますが、自然災害等の不測の事態により燃料製造会社から木質バイオマス燃料の供給が中断する場合や燃料価格の高止まり又は著しい高騰等の事象が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

木質バイオマス燃料の品質の確保について

木質バイオマス発電所の運営においては、安定的な燃料量を確保することと共に、その品質の安定化が重要です。当社グループは、調達する木質バイオマス燃料の品質に関し燃料製造会社と契約書や合意書を取り交わしておりますが、想定された規格に満たない品質の燃料、もしくは燃料に異物が混入した場合には、発電設備に損傷を与える可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

設備の安定稼働について

木質バイオマス発電所の運営においては、設備が安定稼働するようにメーカー及びメンテナンス会社と十二分に協議を重ね、保守・点検を実施し、運営を行っております。しかしながら当社グループの想定外の事態が発生し設備が損傷した場合、計画した発電を行うことができず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

FITの木質バイオマス発電事業の売上総利益率について

FITの木質バイオマス発電では、未利用木材、一般木材、リサイクル木材の混合割合により電力販売単価が変動します。電力販売単価の計算は、これらの木質チップの熱価量、水分量、購入量等により定められた方法によりバイオマス比率を計算し、電力量の加重平均により求めます。これらの要素は燃料の品質が常に変動することから、ある特定の期間の売上総利益率が変動する可能性があります。

FIPの木質バイオマス発電事業について

当社グループのエフオン白河発電所は、2023年1月にFIPに移行いたしました（FIP有効期間：白河発電所は2013年3月認定を起点として約14年）。FIPの売電価格は一般社団法人日本卸電力取引所の取引価格を参照してプレミアム価格が決定されるため、同取引価格が大きく変動した場合プレミアム価格も変動し当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

電力小売事業

電力取引について

電力小売事業は、「電気事業法」に基づく事業であり、同法やその他電力小売事業に関連する法条例の改正により電力の販売や購入に関する制度が改定され事業基盤の構造に重大な変化が生じた場合、また、電力取引の元となる一般社団法人日本卸電力取引所の取引価格が大きく変動した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

電力先物取引について

電力小売事業では、市場価格で調達する電力が価格変動の影響を受けます。特に市場価格が高騰した場合、電力仕入額が増加しキャッシュ・フローを悪化させるため、販売契約電力量の一定量について株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」という）を通じた電力先物取引で電力仕入単価の変動リスクの低減を図っております。このため実現した電力先物取引差損益のほか、期末日時点で未到来の期間における電力先物取引評価額が発生し当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

電力の需給について

電力小売事業者は販売電力の需給バランス（販売量と仕入量）の同調を義務付けられており、事前に計画した需給量と実際の需給量に乖離が生じた場合、差分精算（インバランス料）により当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害及び不測の事故等について

当社グループが保有する木質バイオマス発電所やその他の事業用設備について、自然災害、人為的なミス、テロ、燃料供給の中断又はその他の不測の事態により、事業運営や事業計画に支障を来し、ひいては顧客企業、周辺地域に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの所有する山林事業施業地について、地滑り、山火事、その他の災害により林産物が毀損する事態が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

国のエネルギー政策の転換又は国際社会情勢の変化について

現在、我が国はエネルギー政策基本法に基づき省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入を進めております。国際社会においては、気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき、温室効果ガスの削減に関し実効性のある取組みを推進するとともに、目標値が定められ目標を達成するための国内対策の義務を負うこととなりました。

我が国のエネルギー政策は、今後様々な分野で変革が進行すると予想されます。これらの基本方針や施策の変更により、当社グループの事業運営や業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループの事業の一部は、「電気事業法」を始めとする各種法令及び規制の適用を受けており、これらを遵守する義務があります。当社グループがこれらの法律及び規制を遵守できなかった場合には、当社グループの事業運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社の役員、従業員及び子会社従業員に対するインセンティブを目的としてストックオプション制度を導入しております。会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権を当社の役員、従業員及び子会社従業員に対して付与する場合があります。付与される新株予約権が行使された場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

大株主の状況について

当社の筆頭株主である日本テクノ(株)は2026年6月30日現在、当社の発行済株式総数の32.58%を所有しております。このことから同社による当社株主総会での議決権行使が、当社の事業運営等のガバナンスに影響を与える可能性があります。しかしながら、今後の新たな省エネルギー及び再生可能エネルギーに関するビジネス展開を拡充していく点で、同社との協調関係を構築することは当社の企業価値向上に資するものであり、株主の皆様の利益向上にもつながるものと考えております。なお、当社の事業活動において、同社からの制約は無く、事業運営上の独立性は確保されていると認識しております。

有利子負債依存度について

当社グループは、運転資金、設備投資資金について金融機関及びリース会社から調達しております。このため総資産に占める有利子負債（借入金）の割合が2026年6月30日現在で45.7%と高い水準にあります。今後、有利子負債依存度が高い状態で金利が上昇した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

シンジケートローンについて

当社の子会社の一部は、発電所建設資金の調達を行うためシンジケートローン契約を締結しております。当該契約には財務制限条項が付されており、これらの条項に抵触し、当該債務の一括返済を求められた場合、当社グループの財政状態に影響を与える可能性があります。

感染症の拡大について

現段階で治療法の確立していない感染症等に当社グループの役員、従業員及び子会社従業員が罹患した場合、さらなる感染症拡大防止措置として罹患者と接触のあった者の隔離のため、事業運営に支障を来し当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、そのような感染症等が当社グループの事業所地域に広範囲に広がった場合、当社グループの各事業所が必要とする部材、燃料等の物流が停滞する、ないし行政の命令・要請等による業務の制限等により事業運営に支障を来し当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他の偶発的なリスクについて

当社グループは、得意先の信用不安等のリスクに備えていますが、その他の要因も含め偶発的な事象に起因する取引先の事業環境等の変化により、当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

（経営成績）

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国によるイランへの軍事行動を契機として中東情勢が一段と緊迫化し、原油価格や国際物流への影響が懸念されるなど世界経済への下押し圧力が強まりました。わが国においては、日本初の女性首相が誕生し年収の壁緩和やガソリン暫定税率廃止等の国民生活に直接影響のある施策が実施された一方、防衛装備輸出の推進、防衛政策の予算拡充、国家情報会議の設置や副首都構想、皇室典範改正等の施策が推進され行政運営に対する関心が高まる状況となりました。また、為替は引続き円安基調で推移し金融政策の正常化へ向けた取組が加速される一方、様々な物品の値上がりで国民生活や企業活動に影響を及ぼすとともに、世界的な物流停滞の懸念から先行きの不透明感が増大する状況となっております。こうした中、物価上昇を背景とした賃上げ要求に対し大手企業を中心に賃金の上昇がみられたものの、企業の経営面ではコスト上昇分の製品・商品・サービス等への価格転嫁や人手不足の解消のほか、停滞する原油由来の材料・部材の調達等の事業運営に関する不安材料が残る状況が継続しております。

当業界においては、日本卸電力取引市場の取引単価は比較的低い水準で安定的に推移しておりましたが、中東情勢の緊迫化により原油や天然ガス等の調達懸念から電力取引市場の先物価格が一段と上昇する状況となりました。これに対し政府はエネルギーや原材料の供給不安の払拭のため、国内備蓄原油の放出や燃料油価格の緊急的激変緩和措置を速やかに講じ、国民生活や経済活動への影響緩和に努めております。

このような状況のもと、当社の省エネルギー支援サービス事業に関しては、既存プロジェクトに関する売上高に加え、顧客の設備更新工事やグループ会社の新設設備工事が完了し前年同期と比較して売上高、利益ともに増加しました。本セグメントの内部売上高又は振替高は、グループ内の子会社生産設備増強に関する工事売上高です。

グリーンエネルギー事業の発電事業においては、エフオン新宮発電所の燃料調達に関し依然厳しい状況が継続しておりますが、前期実績に比べ売上高、営業利益ともに増加し業績は一定程度改善が進んでおります。エフオン白河発電所は、電力系統において太陽光発電の電力供給過多で市場価格がほぼゼロ円となる時間帯での自主的な出力抑制を実施いたしました。このほかエフオン日田発電所、エフオン壬生発電所において落雷による系統連系線への接続停止や一部補器補修のための計画外停止等があったものの、グループ発電所全体の送電電力量は前期を上回り売上高を増加することが出来ました。一方、原価については、前期においてエフオン日田発電所が2年連続運転を実施したことでそれに係る費用を抑制していましたが、当期は通常通り各発電所がともにメンテナンスを実施し相応の費用を計上しております。エフオン日田が2年連続運転後の整備のため例年より高額となったほか、他の発電所においても前期に比べ部材や作業費が値上がりし費用が増加しております。このほか、コスト増加要因となったものは、主に灰処理費用であり処理単価の上昇に加え、エフオン新宮の稼働が向上したことで処理量も増加したことによりです。

山林事業においては、積極的に原木素材生産量を増加させる施策を実施しております。このため、伐採施業や運搬を担う要員の拡充とともに、効率化を推進する設備、機器の導入を進めております。素材生産量については、グループ発電所に提供するものを含め前期実績に比べ29.6%増加し、売上高は大幅に増加したものの、人件費及び人員増加に伴う諸経費、設備保全費用、減価償却費の増加により収益は企図する水準に達しておりません。

なお、本セグメントのセグメント情報の内部売上高又は振替高はグループ内発電所の発電した電力のうち、親会社エフオンの電力小売事業で外部顧客あてに販売した電力の仕入れに該当するものであり、前期に比べ大幅に増加しております。

電力小売事業では、電力販売契約数の獲得に注力し大幅に売上高を伸ばすことができました。一方、電力販売に係る形態は市場連動型の契約が減少し固定単価型が増加したことにより、収益面では売上高増加に見合う収益水準とはなりませんでした。特に中東情勢の緊迫化以降の4月～6月にかけ日本卸電力取引所の市場価格が一段と上昇し、本事業セグメントの通年の成績は289百万円の損失となりました。当社では、固定単価型の契約電力量の増加に伴い将来の市場価格の高騰に備え契約電力量の一定量について、電力先物取引で将来の収益の安定化を図っておりますが、当連結会計年度において実現した電力先物差益は、397百万円で本事業セグメントの損失を勘案すると107百万円の利益となります。このほか、未到来の期間における電力先物取引評価額が増加し営業外収益に大幅な評価益を計上しております。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高20,737百万円（前年同期比17.8%増）、営業利益419百万円（前年同期比68.2%減）、経常利益1,672百万円（前年同期比51.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,198百万円（前年同期比69.7%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（省エネルギー支援サービス事業）

当連結会計年度においては、新規受注、既存の継続プロジェクトの業績は堅調に推移しており、一定の利益水準を維持しております。設備の一部更新に係る受注のほか、グループ会社の新設設備工事が完了したことで内部売上高は大幅に増加しセグメント業績は増収増益となりました。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高では954百万円（前年同期比367.4%増）、セグメント利益は69百万円（前年同期比80.7%増）となりました。

（グリーンエネルギー事業）

当連結会計年度におけるグリーンエネルギー事業は、エフオン新宮発電所が燃料不足による出力抑制を余儀なくされる状況が続いておりますが、グループ発電所全体での送電量及び売上高は前連結会計年度に比べ増加いたしました。売上高に関しては、山林事業の原木販売量も前期に比較して増加しセグメント全体では増収となったものの、当社グループ発電所の発電した電力を電力小売事業に供給しているため、電力小売事業の販売量の増加に伴い本事業セグメントの外部顧客への売上高は減少し内部売上高が増加する結果となりました。一方、原価においては、エフオン壬生発電所のメンテナンス費用が前期に比べ減少したものの、他のグループ発電所のメンテナンス費用は前期と比較して大幅に増加する結果となりました。これは、エフオン日田発電所が前期において2年連続運転をしたことで費用が大幅に減少していたものの当期においては大幅に増加したことや、各発電所における経費についても部材や作業費に係る費用の上昇が主な要因です。また、経費の上昇に関しては、エフオン白河を除く各発電所の灰処理費用が増加したことに加え、山林事業の人員増に伴う人件費、施業設備、機器に係る減価償却費や消耗品等の増加が収益を圧迫する要因となりました。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高で16,912百万円（前年同期比4.3%増）、セグメント利益722百万円（前年同期比40.5%減）となりました。

（電力小売事業）

連結会計年度においては、顧客に販売する契約電力量の拡充に尽力し売上高を大幅に伸ばすことが出来ました。本事業セグメントではグループ内発電所が主にF I T制度上の発電設備であるため、日本卸電力取引所の市場価格で仕入れることとなります。顧客に販売する電力の契約形態は、市場価格に連動した取引単価となるもののほか、固定単価型により販売するものがありますが、契約電力量を拡充する段階で固定単価型による契約が増加いたしました。このため、将来の市場価格の高騰に備え販売契約量の一定割合分について電力先物取引により収益安定化を図っております。しかしながら、この電力先物取引は現行の会計基準では電力仕入に対するヘッジ会計の適用が困難なため、電力先物取引により生ずる損益は営業外損益に計上することとなります。

市場価格が上昇すると固定単価型の販売契約ではそれに伴い原価が増加することで営業利益を圧迫する要因となります。当連結会計年度では、4月から6月の電力仕入額が大幅に増加しセグメント利益を減少させることとなりました。電力先物取引に関しては、実現した電力先物差益と未到来限月のデリバティブ評価益を営業外収益に区分して計上しております。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高で7,407百万円（前年同期比105.5%増）、セグメント損失289百万円（前連結会計年度セグメント利益130百万円）となりました。

（財政状態）

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は、現預金、貯蔵品等の棚卸資産が減少し、電力小売事業に係る売掛金が増加いたしました。一方、固定資産では山林事業に係る土地が増加したものの、主に発電所に係る資産は減価償却費の計上により減少しております。これらにより、資産合計は前連結会計年度より45百万円増加し、44,621百万円となりました。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は、電力小売事業の業容拡大により買掛金、未払金のほか、当期純利益の増加により未払法人税等が増加しております。また、借入金の返済により1年内返済予定の長期借入金、長期借入金が減少し、負債の合計は、前連結会計年度より980百万円減少し24,911百万円となりました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は、主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加により、前連結会計年度より1,025百万円増加し、19,710百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ757百万円減少し、4,644百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は2,824百万円（前年同期2,985百万円の収入）となりました。主な要因は、税金等調整前当期純利益が大幅に増加したものの非資金であるデリバティブ評価損益が減少したほか、電力小売事業に係る売掛金の増加による売上債権の増減額や子会社発電所設備や山林事業に係る施業機械設備の減価償却費、木質チップ燃料及び定期メンテナンスに係る部品等の棚卸資産の増減額や仕入債務の増減額によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、1,766百万円（前年同期682百万円の支出）となりました。主に山林事業の施業地拡大に伴う土地、立木の増加のほか、子会社の生産設備増強に係る有形固定資産の取得による支出です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、1,814百万円（前年同期2,110百万円の支出）となりました。主な要因は、各発電所の発電所建設資金に係る長期借入金の返済による支出です。

生産、受注及び販売の実績

（生産実績）

省エネルギー支援サービス事業では、サービスの提供にあたり製品の生産は行っておりませんので、生産実績について記載すべき事項はありません。グリーンエナジー事業における生産は、それぞれの事業における発電所の発電であり、その実績は次のとおりです。

セグメントの名称	発電実績（MWh）	前年同期比（％）
グリーンエナジー事業	565,861	100.9
合計	565,861	100.9

（注） グリーンエナジー事業の発電実績は、エフオン日田、エフオン白河、エフオン豊後大野、エフオン壬生、エフオン新宮の5基の発電所より送電された電力です。

（受注実績）

省エネルギー支援サービス事業においては、顧客の需要に応じてサービスを提供いたします。また、グリーンエナジー事業においても、顧客の需要に応じてサービスを提供いたします。いずれも、受注販売の方式を採用しておりませんので、受注実績について記載すべき事項はありません。

（販売実績）

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（％）
省エネルギー支援サービス事業	278	36.5
グリーンエナジー事業	13,125	5.3
電力小売事業	7,332	107.2
合計	20,737	17.8

（注）１．セグメント間取引については、相殺消去しております。

２．主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売高に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
九州電力送配電株式会社	6,525	37.1	6,466	31.2
東京電力パワーグリッド株式会社	4,144	23.6	4,092	19.7
関西電力送配電株式会社	2,386	13.6	2,780	13.4

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容
(経営成績等)

省エネルギー支援サービス事業においては、設備保守、更新等の外部顧客あて売上高は前期の水準をやや上回る結果となりました。このほか、グリーンエナジー事業子会社の木材乾燥、モルダール設備等の新設に係る施工を実施しセグメント間の内部売上高が大幅に増加いたしました。本事業セグメントでは、温暖化ガスの排出量削減のための設備の改善、更新等の施工工事請負やエネルギー効率化のほか、施工工事全体のコスト低減、工物品質の管理といった分野において、当社グループがこれまで培ったノウハウを十分に発揮し信頼を獲得できるよう万全の体制で臨んでおります。当連結会計年度の経営環境は、中東情勢の緊迫化の影響から調達すべき資材の物流停滞や価格上昇により、見積りや施工に影響を及ぼしており受注完工時期等の遅れが生じております。

グリーンエナジー事業では、エフオン新宮発電所において木質チップ燃料の調達に課題を抱えております。当連結会計年度では、燃料不足による出力抑制が改善し送電量及び売上高は前期に比べ増加しております。燃料調達に関しては、さらに同発電所の蒸気を利用した木材乾燥サービスを通じて、地元製材事業者との協業を推進し調達の新たな窓口を開拓してまいります。現在、乾燥・製材の試加工を実施し規格認定の準備を進めております。

山林事業では、施業地の取得や効率化のための設備機器の拡充のほか、次世代を担う人員の確保・育成に尽力しております。前期に比べ約1.2倍に増員し99名が、施業、搬出、植林、計画、材積・CO2吸収量推計、事務等の業務に従事しております。用地取得については、前期から1,800ha程度拡大し全国で約6,600ha（東京ドーム1,400個分程度）の施業地を確保しております。

電力小売事業においては、当社グループの発電所が発電するF I T・F I P電力をグリーン電力として顧客へ販売する取組を継続して拡大させております。当連結会計年度では、電力販売量が倍増したものの、一方で固定単価型の契約が増加し市場価格の上昇により増収減益の結果となりました。特に4月以降の日本卸電力取引所の市場価格が上昇したことによりセグメント利益が急激に悪化する事態となりました。市場価格の上昇に備え電力先物取引により調達価格の安定化を図っておりますが、電力先物差損益が営業外損益に計上されるため電力先物取引の損益も含めた本事業の収益性を踏まえて、より良い運営の方策を検討してまいります。

当社グループでは、我が国の豊かな自然環境から生ずる木材素材を有効に活用するため、山林事業で植林・育林・素材生産のサイクルを維持し木材マテリアルとしての価値のほか、素材不適格木材は木質バイオマス発電により再生可能エネルギーへと変換して、温暖化ガス排出量の極めて低い電力を顧客へお届けする持続可能な事業を確かなものへと発展させてまいります。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況に記載のとおり結果となりました。

(当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因)

当連結会計年度においては、電力小売事業に関し日本卸電力取引所の市場価格の変動が業績に大幅な影響を与えることとなりました。当社グループ内発電所は主にF I T制度上の発電設備であり、グループ発電所からの電力仕入額が市場価格での取引となることから、セグメント利益（営業利益）を圧迫する結果となりました。一方で電力先物取引による実現損益を営業外損益に計上すること、また、期末時点で未到来期間に係る電力先物取引の評価損益を同じく営業外損益に計上するというルールであることから、事業成績についての説明が複雑なものとなりました。

エフオン新宮発電所では依然として木質チップ燃料の調達難により、発電所の出力を抑制する対応を取りました。発電所稼働率は、前期に比べ10%程度改善し当期は約78%となりました。一定程度の改善が見られるものの、通常時に比べ低い稼働率となり収益を圧迫する結果となりました。当社グループでは引き続きグループ内の他の発電所を含め安定的な高稼働を維持するため、新規サプライヤーとの契約強化、物流コストの最適化、山林事業による自給率の向上を推進してまいります。

当社グループでは、山林事業による森林資源の有効利用から発電事業による環境負荷の低い電力の製造へとつなげ、その電力を電力小売事業により顧客へお届けするという持続可能なサイクルを整備し社会貢献を果たすことで企業価値の向上につなげてまいります。

こうした経営戦略を実践していく過程では、気候温暖化対策に関する顧客企業の価値観の方向性や、国の政策としてのエネルギーミックス、森林環境保全や都市インフラ再構築に関する木材利用の環境価値の枠組みのほか、持続可能な社会の構築に関する意識改革等の施策が重要な要因となると考えます。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益が大幅に増加したものの非資金項目で減少したほか、税金等の支払額が増加し営業活動によるキャッシュ・フロー全体では前連結会計年度に比べ減少いたしました。投資活動によるキャッシュ・フローでは、山林事業に係る有形固定資産の取得を継続していること、また財務活動によるキャッシュ・フローでは新たな借入や既存借入の返済を実施しており、期末時点の現金及び現金同等物は前連結会計年度末に比べ減少する結果となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益が増加したもののデリバティブ評価損益の非資金項目で調整された一方、電力小売事業の拡大に伴う売上債権の増加で支出が増加、発電事業の燃料棚卸資産の減少による支出の減少のほかデリバティブ債権の減少による収入が増加しております。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に山林事業に係る施業地や施業設備機器の取得を継続的に行っており前連結会計年度に比べ大幅な設備投資に係る支出を実施しております。

財務活動によるキャッシュ・フローでは長期借入れによる収入がやや増加しましたが、長期借入金の返済による資金の支出は前連結会計年度とほぼ同等、前連結会計年度に行った自己株式の取得は当連結会計年度では発生しなかったため全体としての支出は減少いたしました。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、木質バイオマス発電所の安定稼働に必要な施策や山林事業の領域拡大に必要な投資支出と、グループ全体の出入のバランスを考慮し事業の継続発展のために遂行上必要な資金の確保維持を推進してまいります。

重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

(財務上の特約が付された金銭消費貸借契約)

当社の連結子会社は、財務上の特約が付された借入に係る契約を締結しております。契約に関する内容等は、以下のとおりであります。

1. (株)エフオン豊後大野 住所：大分県豊後大野市三重町菅生字大屋原1番39 代表者の氏名：小池 久土
シンジケートローン

締結日：2014年6月30日

アレンジャー兼エージェント：株式会社三井住友銀行

期末残高：2,099百万円

弁済期限：2031年6月30日

担保：あり

財務制限条項：あり

2016年6月期以降の各決算期(本決算及び第二四半期決算のみ。本項において以下同じ。)の末日における決算報告書等の数値に関し、

(1)単体貸借対照表の純資産をマイナスとしないこと。

(2)以下の計算式で算出される数値を3期連続(初回を2017年6月期、2018年6月期第二四半期及び2018年6月期の3期とする。)で1.0未満としないこと。

<計算式>

$$(\text{経常利益} + \text{受取利息} + \text{受取配当金} + \text{減価償却費}) \div \{\text{本契約に基づく元本弁済金額(但し、第14条に基づく元本弁済金額は除く。)} + \text{本契約に基づく支払利息}\}$$

上記計算式における各数値は、当該各決算期の末日における単体の決算報告書等における数値とする。

2. (株)エフオン豊後大野 住所：大分県豊後大野市三重町菅生字大屋原1番39 代表者の氏名：小池 久土
シンジケートローン

締結日：2018年4月26日

アレンジャー兼エージェント：株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行

期末残高：1,500百万円

弁済期限：2034年12月31日

担保：あり

財務制限条項：あり

2016年6月期以降の各決算期(本決算及び第二四半期決算のみ。本項において以下同じ。)の末日における決算報告書等の数値に関し、

(1)単体貸借対照表の純資産をマイナスとしないこと。

(2)以下の計算式で算出される数値を3期連続(初回を2017年6月期、2018年6月期第二四半期及び2018年6月期の3期とする。)で1.0未満としないこと。

<計算式>

$$(\text{経常利益} + \text{受取利息} + \text{受取配当金} + \text{減価償却費}) \div \{\text{本契約に基づく元本弁済金額(但し、第14条に基づく元本弁済金額は除く。)} + \text{本契約に基づく支払利息}\}$$

上記計算式における各数値は、当該各決算期の末日における単体の決算報告書等における数値とする。

3. (株)エフオン壬生 住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙3451番地1 代表者の氏名：小池 久土
シンジケートローン

締結日：2017年3月31日(2021年4月26日変更契約)

アレンジャー兼エージェント：株式会社三菱UFJ銀行

期末残高：5,024百万円

弁済期限：2039年12月12日

担保：あり

財務制限条項：あり

各年度の決算期及び中間期(以下、本号において、当該決算期及び中間期を「本・中間決算期」という。)の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、マイナスの値にしないことを確約する。本号の遵守の対象となる最初の本・中間決算期は、2021年6月に終了する決算期とする。

各年度の本・中間決算期において、以下の計算式で算出される数値をそれぞれ3半期連続(各本・中間決算期毎に1半期として計算する。)で1.0未満としないこと。本号の遵守の対象となる最初の本・中間決算期は、2022年6月に終了する決算期、その直前の2021年12月に終了する中間期及びその直前の2021年6月に終了する決算期とする。

<計算式>

(経常利益 + 受取利息 + 受取配当金 + 減価償却費) ÷ { 本契約の元本弁済金額 (但し、第10条に基づく元本弁済金額は除く。) + 本契約に基づく支払利息 }

各年度の中間期における上記計算式における各数値は、各年度の中間期における単体の損益計算書 (半期) 又は試算表における数値とする。

4 . (株)エフオン壬生 住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙3451番地 1 代表者の氏名：小池 久土
シンジケートローン

締結日：2017年 9 月 6 日
アレンジャー兼エージェント：株式会社三菱UFJ銀行
期末残高：2,025百万円
弁済期限：2039年12月12日
担保：あり
財務制限条項：あり

2021年 6 月以降に終了する各年度の決算期及び中間期 (以下、本号において、当該決算期及び中間期を「本・中間決算期」という。) の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額をマイナスの値にしないことを確約する。

2021年 6 月以降に終了する各年度の各本・中間決算期において、以下の計算式で算出される数値をそれぞれ 3 半期連続 (各本・中間決算期毎に 1 半期として計算する。) で1.0未満としないこと。

< 計算式 >

(経常利益 + 受取利息 + 受取配当金 + 減価償却費) ÷ { 本契約の元本弁済金額 (但し、第10条に基づく元本弁済金額は除く。) + 本契約に基づく支払利息 }

上記計算式における各数値は、各年度の本・中決算期の末日における単体の上記計算式における各数値は、各年度の本・中間決算期の末日における単体の損益計算書 (半期とする。) 又は試算表における数値とする。

5 . (株)エフオン新宮 住所：和歌山県新宮市佐野字下地2140番 1 代表者の氏名：小池 久土
シンジケートローン

締結日：2018年12月28日
アレンジャー兼エージェント：株式会社三井住友銀行
期末残高：3,262百万円
弁済期限：2041年 6 月30日
担保：あり
財務制限条項：あり

2022年 6 月末日以降の毎年 6 月末日における本決算に係る決算報告書等及び2022年12月末日以降の毎年12月末日における半期の合計残高試算表の数値に関し、(i)単体貸借対照表の純資産合計金額をマイナスとせず、かつ、(ii)単体損益計算書の数値をもとに算出されるDSCR (計算式： (営業利益 + 受取利息 + 受取配当金 + 減価償却費) ÷ (全ての借入金に係る元本弁済金額 + 支払利息)) を 3 回連続 (初回を2021年 6 月期本決算、2021年12月末日 (半期) 及び2022年 6 月期本決算の 3 期とする。) で1.0未満としないこと。

6 . (株)エフオン新宮 住所：和歌山県新宮市佐野字下地2140番 1 代表者の氏名：小池 久土
シンジケートローン

締結日：2023年12月29日
アレンジャー兼エージェント：株式会社三井住友銀行
期末残高：1,286百万円
弁済期限：2041年 6 月30日
担保：あり
財務制限条項：あり

2023年 6 月末日以降の毎年 6 月末日における本決算に係る決算報告書等及び2023年12月末日以降の毎年12月末日における半期の合計残高試算表の数値に関し、(i)単体貸借対照表の純資産合計金額をマイナスとせず、かつ、(ii)単体損益計算書の数値をもとに算出されるDSCR (計算式： (営業利益 + 受取利息 + 受取配当金 + 減価償却費) ÷ (全ての借入金に係る元本弁済金額 + 支払利息)) を 3 回連続 (初回を2023年 6 月期本決算、2023年12月末日 (半期) 及び2024年 6 月期本決算の 3 期とする。) で1.0未満としないこと。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては1,726百万円の設備投資を実施いたしました。セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりであります。

(1) 省エネルギー支援サービス事業

当連結会計年度におきましては、重要な設備投資はありません。

(2) グリーンエネルギー事業

当連結会計年度においては1,713百万円の設備投資を実施いたしました。主な内容は製材工場設備、山林事業用重機の取得や、山林事業用地、立木などです。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 電力小売事業

当連結会計年度においては3百万円の設備投資を実施いたしました。主な内容はソフトウェアの取得によるものです。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 全社

当連結会計年度においては8百万円の設備投資を実施いたしました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備の状況は、次のとおりです。

(1) 提出会社

当社が顧客の敷地内にて所有する省エネルギー支援サービス事業用の設備（2026年6月30日現在）
該当事項はありません。

当社が本社及び事業所にて所有する自社用の設備（2026年6月30日現在）

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 （名）	賃借事務 所面積 （㎡）
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器 具及び備 品	土地 （面積㎡）	合計		
本社 （東京都千代田区）	全社	本社設備	41	1	13	-	55	16 (1)	1,304
本社 （東京都千代田区）	省エネルギー支援 サービス事業	本社設備	-	-	-	-	-	1 (-)	-
本社 （東京都千代田区）	グリーンエネルギー 事業	本社設備	-	-	-	-	-	3 (2)	-
本社 （東京都千代田区）	電力小売事業	本社設備	-	0	-	-	0	8 (-)	-
大分事業所 （大分県国東市）	グリーンエネルギー 事業	支社設備	12	-	-	10 (3,329)	22	- (-)	-
本社 （栃木県下都賀郡）	グリーンエネルギー 事業	土地	-	-	-	45 (1,836)	45	- (-)	-
合計			53	2	13	56 (5,165)	125	28 (3)	1,304

（注） 従業員数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおります。）は（ ）外数で記載しております。

(2) 国内子会社 (2026年6月30日現在)

会社名	事業所 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内 容	帳簿価額 (百万円)						従業員 数 (人)
				建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
株式会社エフ オン日田	大分県 日田市	グリーンエナ ジー事業	発電所	454	189	5	241 (22,060)	-	891	- (-)
株式会社エフ オン白河	福島県 白河市	グリーンエナ ジー事業	発電所	294	264	9	184 (35,093)	-	753	- (-)
株式会社エフ オン豊後大野	大分県 豊後大 野市	グリーンエナ ジー事業	発電所	1,779	2,400	7	359 (65,415)	0	4,546	- (-)
株式会社エフ オン壬生	栃木県 下都賀 郡	グリーンエナ ジー事業	発電所	2,713	4,560	11	1,043 (66,755)	-	8,330	- (-)
株式会社エフ オン新宮	和歌山 県新宮 市	グリーンエナ ジー事業	発電所	3,840	5,912	13	805 (242,788)	-	10,571	- (-)
株式会社エフ バイ奥斯	東京都 千代田 区	グリーンエナ ジー事業	燃料施設 土地	972	1,355	29	1,565 (48,020,546)	21	3,944	269 (9)
ソレイユ日田 株式会社	大分県 日田市	グリーンエナ ジー事業	土地	-	-	-	145 (49,674)	-	145	- (-)

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでお
ります。)は()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループにおける重要な設備投資は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

(2) 連結子会社

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	69,840,000
計	69,840,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2026年9月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,635,024	21,635,024	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数 100株
計	21,635,024	21,635,024	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2022年 6 月30日 (注)	760	21,635,819	-	2,292	-	1,292
2023年 6 月30日 (注)	380	21,635,439	-	2,292	-	1,292
2024年 6 月30日 (注)	250	21,635,189	-	2,292	-	1,292
2025年 6 月30日 (注)	45	21,635,144	-	2,292	-	1,292
2026年 6 月30日 (注)	120	21,635,024	-	2,292	-	1,292

(注) 自己株式の消却による減少によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2026年 6 月30日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数100株 ）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	9	30	58	37	59	7,235	7,428	-
所有株式数 （単元）	-	23,546	8,041	90,545	17,137	415	75,939	215,623	72,724
所有株式数の割合 （％）	-	10.92	3.73	41.99	7.95	0.19	35.22	100.00	-

(注) 1. 「その他の法人」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

2. 「金融機関」の欄には、「株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式4,795単元が含まれております。

3. 「単元未満株式の状況」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が40株、自己株式40株が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年 6 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本テクノ株式会社	東京都新宿区西新宿 1 丁目25番 1 号	7,049,280	32.58
株式会社U H 6	東京都豊島区西池袋 1 丁目 4 番10号	1,601,700	7.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂 1 丁目 8 番 1 号 赤坂インターシティ A I R	1,282,600	5.92
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号	809,100	3.73
株式会社S B I 証券	東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号	290,648	1.34
U H P a r t n e r s 2 投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋 2 丁目 9 番 9 号	264,200	1.22
光通信 K K 投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋 1 丁目 4 番10号	236,000	1.09
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山 2 丁目 6 番21号	228,500	1.05
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋 1 丁目 4 番10号	216,300	0.99
C A C E I S B A N K , L U X E M B O U R G B R A N C H / U C I T S - F U L L T A X (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	5 , A L L E E S C H E F F E R L - 2 5 2 0 L U X E M B O U R G , L U X E M B O U R G (東京都新宿区新宿 6 丁目27番30号)	209,200	0.96
計	-	12,187,528	56.28

(注) 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する809,100株には「株式交付信託」の信託財産として保有する当社株式479,500株が含まれております。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2026年 6 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 479,500	4,795	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 21,082,800	210,828	-
単元未満株式	普通株式 72,724	-	-
発行済株式総数	21,635,024	-	-
総株主の議決権	-	215,623	-

- (注) 1 . 「完全議決権株式 (自己株式等) 」欄の普通株式は、全て株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する「株式交付信託」の信託財産としての当社株式479,500株 (議決権の数4,795個) です。
- 2 . 「完全議決権株式 (その他) 」の欄には、証券保管振替機構名義の株式200株 (議決権の数2個) が含まれております。
- 3 . 「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式40株、自己株式40株が含まれております。

【自己株式等】

2026年 6 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社エフオン	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号	40	479,500	479,540	2.22
計	-	40	479,500	479,540	2.22

- (注) 他人名義で所有している理由等
役員及び従業員向け株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が479,500株を保有しております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

取締役に対する株式交付信託制度

取締役に対する株式交付信託制度の概要

当社及び一部の当社子会社は、2021年9月28日開催の第25回定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度「株式交付信託」（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して当社が定める株式交付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される制度です。

本制度につきましては、2024年11月7月開催の取締役会にて信託期間を延長し、金銭の追加拠出を決議しております。

取締役に交付する予定の株式の総額

2021年11月から2027年11月末日（上限144百万円）

当該取締役に対する株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
退任した対象役員のうち株式交付規程に定める受益者要件を満たす者

従業員に対する株式交付信託制度

従業員に対する株式交付信託制度の概要

当社及び一部の当社子会社（以下、「制度対象各社」といいます。）は、2023年11月14日開催の取締役会決議に基づき、従業員に対する株式報酬制度「株式交付信託」（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付されるインセンティブ・プランです。当該ポイントは、制度対象各社が定める株式交付規程に従って、従業員の貢献や成果に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。

従業員に交付する予定の株式の総額

2023年11月から2026年11月までの約3年間の信託期間を対象として、上限68百万円

当該従業員に対する株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
従業員のうち株式交付規程に定める受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	160	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注)1. 当期間における取得自己株式には、2026年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	120	0	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	40	-	40	-

(注)「保有自己株式数」には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する「株式交付信託」の信託財産として保有する当社株式479,500株は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。当事業年度は、1株につき8円の配当を実施いたします。次期以降につきましては、事業年度毎の利益の状況、また、現在建設中若しくは計画の新たな木質バイオマス発電所への設備投資等を考慮しつつ安定した配当を継続できるよう努力し、株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

なお、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用してまいりたいと考えております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2026年8月12日 取締役会決議	173	8

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社は会社法等の法令で求められる業務の適正性を確保するための体制を整備するための「基本方針」を2006年5月15日開催の取締役会において決議しております。会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行により「基本方針」を2015年5月7日開催の取締役会にて以下のとおり改定いたしました。当社グループの定める内部統制に関する「基本方針」の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」という）は、株主をはじめとするステークホルダーより信頼を得る企業を目指すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

具体的には、経営の健全性、効率性及び透明性を高める観点より、経営の意思決定、業務執行及び監督、さらには内部統制等について適切な体制を整備、構築し、必要な施策を実施しております。これらの基本的な方針は次のとおりです。

内部統制に関する当社グループの取り組み

当社グループは、本基本方針に従い、会社法及び会社法施行規則が定めるところの株式会社の業務の適正を確保するための体制、金融商品取引法が定めるところの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制、その他企業価値の維持向上を図るための体制（以下、総称して「内部統制システム」という）を整備する。

当社グループは、代表取締役社長を中心として、取締役及び使用人（以下「役職員」という）全員で内部統制を推進していくとともに、内部統制委員会を設置し、内部統制システムが有効に機能するように努める。

内部統制システムの整備に関する基本方針

() 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 法令・定款及び社会規範（以下「法令等」という）を遵守した行動の基準とするため、関係部署の管理の下で規則・規程等の整備・運用を図る。
- b. 法令等遵守に係る事項につき、関連規則・規程等の浸透を図り、役職員の啓蒙に努める。
- c. 法令等に照らし疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置・運営し、法令違反等の不正行為を早期に発見するとともに、通報した使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。
- d. 当社グループは、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的な勢力に対しては、組織として毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それらの勢力との取引や資金提供などの一切の関係を遮断する。

() 職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役は、各々の業務執行又は意思決定における判断基準・判断理由を明確にするため、その職務執行に係る情報を記録する。当社グループは、法令等及び関連諸規則等に従い、所定の部署がこれを適切に保管し、取締役及び監査役の迅速な職務遂行のために常時閲覧可能な体制を整える。
- b. 使用人の職務遂行に係る情報についても、法令等及び関連規則等に従い、取締役の職務執行に係る情報と同様に取り扱うものとする。
- c. 当社グループは、情報漏洩防止のため、社内情報の取扱い並びに文書及び電磁的記録の保管方法を定め、セキュリティを万全なものとする。
- d. 情報管理責任者及び関係部署は、連携して適時適切な情報開示に努める。

() 損失の危険を管理する規程その他の体制

- a. 内部統制委員会は、リスクに関する規程に従い、リスクを網羅的・総括的に管理する。
- b. 役職員は、有形無形を問わず、資産の取得・使用・処分の各段階におけるフローを確立し、資産の保全に努める。

- () 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a . 取締役会は、業務執行取締役の管掌責任の明確化を図るため、各業務執行取締役の管掌業務を定める。
 - b . 業務執行取締役は、代表取締役社長諮問機関である経営会議を定期的に開催し、事業活動の統合調整と業務執行の意思統一を図る。
 - c . 当社グループは、役職員の職務執行の効率化を図るため、職務権限及び意思決定ルールを策定し、各部署の業務分掌を明確にする。
- () 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a . 子会社管理規程など関連規則等を制定し、グループ全体の状況を常時把握する部署を当社内に設置して財産の状況及びその他の重要事項を取締役に報告するなど、子会社管理制度の確立を図る。
 - b . 当社グループは、業務フロー、会計システム等を含め、連携して制度の統一化を図る。
 - c . 当社グループの各監査役間の連携を図り、必要に応じて情報交換・意見交換を行う。
 - d . 内部監査室は、当社グループの業務の執行状況について、定期的に監査を行う。
- () 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- a . 代表取締役は監査役会からの職務を補助すべき使用人設置の要求に対しては、監査役会と監査の実効性の確保の観点から協議の上、使用人を配置する。
 - b . 監査役を補助すべき使用人は専任とし、監査役の指揮命令のもと職務を遂行する。
 - c . 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動・人事考課等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- () 当社グループの役職員が当社監査役会又は当社監査役への報告に関する体制
- a . 当社グループの役職員は、当社若しくは当社連結子会社に著しい損害を与える事実又はその恐れが発生、法令違反等の不正行為、その他これらに準ずる事実又はその恐れが発生について、当社監査役に遅滞なく報告をする。また、当社グループの役職員からかかる報告を受けた者は、当該報告を受けた内容を当社監査役に遅滞なく報告をする。
 - b . 監査役は、当社グループの役職員に対し、必要に応じた業務執行内容の報告、説明又は資料提出等を求めることができる。
 - c . 内部監査室は、当社監査役に内部監査の結果を報告する。
 - d . 監査役への報告をした役職員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。
- () 監査役の職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生じる合理的な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- () その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a . 監査役は、定期的に開催される代表取締役社長との意見交換会、当社グループが保有する設備の見学等により、当社グループの最新情報を取得することができる。
 - b . 監査役は、当社グループの最新の状況を把握するために、定期的に社内会議に出席し、また必要に応じて当社グループの役職員に意見交換及び情報提供を求めることができる。
 - c . 監査役は、その職務の遂行に必要な場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家から意見を求めることができる。
- () 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a . 当社グループは、有識者と連携の上、関係諸法令、関連諸規程及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、会社の財政状態及び経営成績に関し真実の報告を行う。
 - b . 当社グループは、金融庁策定『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準』等に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な事項を実施する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、2015年5月7日付当社取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき、関連諸規程の整備を実施しております。

また、旧来の「内部統制基本方針」に規定されている内部統制委員会は代表取締役社長を委員長としております。当事業年度において3回開催され、事業年度末には常勤監査役が内部統制報告書を監査し、内部統制システムが有効に機能していることの確認を行っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社は取締役会及び監査役制度を採用しております。当社の取締役は12名以内、監査役は4名以内とする旨及び取締役、監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。また、事業年度における取締役の経営責任をよりいっそう明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、取締役の任期を1年とする旨定款に定めております。

取締役には会社法第2条第15号に定める社外取締役を3名、監査役には会社法第2条第16号に定める社外監査役を2名選任しております。

取締役会は、取締役9名（うち社外取締役3名）で構成され、経営方針、その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として運用されております。取締役会規則に基づき、定例取締役会を月1回開催しており、社外取締役も出席いたします。また、取締役会には3名の監査役も出席し、業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）により構成され、前述の取締役会への出席の他、業務、財務の状況の調査等を通じて、取締役の業務執行についての監査を行っております。

なお、取締役会、監査役会を構成する者の氏名は、後記（2）「役員の状況」に記載の通りです。このほか当社は、島崎知格、小池久士、藤井康太郎、須藤博、松尾康行、小菅喜生の常勤取締役6名及び矢田真一の常勤監査役1名からなる会議を機動的に開催し、取締役会の決議事項及び重要事項について事前審議を行っております。

ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社グループを取り巻く事業環境の変化に業務執行取締役が迅速に対応し、その業務執行に関する監視及び経営に関する重要事項等の審議に際し、独立性を担保し客観的、中立的な立場からの助言、提言を適切に発揮する社外取締役、社外監査役を配することで企業統治の透明性確保、向上が十分に機能する体制と考えています。

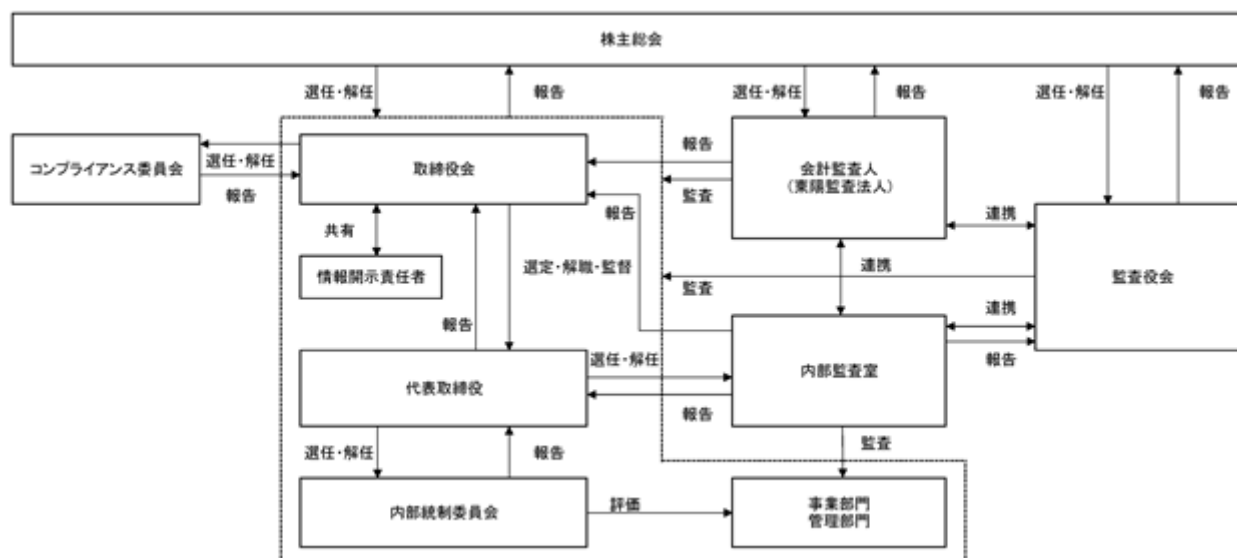
企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制については、基本方針に基づき代表取締役社長島崎知格を委員長、小池久士、藤井康太郎、須藤博、松尾康行、小菅喜生の常勤取締役を常任委員として合計6名の内部統制委員会を設置し、統括的なリスク管理業務及びその評価を実施し取締役会へ報告しております。また、当社グループ役職員すべてが遵守すべき事項についてコンプライアンスに関する規程、行動規範、マニュアル等を定め定期的な教育研修を通じて周知徹底するとともに、内部通報制度を設け内部及び外部（顧問弁護士）を窓口として、法条例・諸規程等に違反する行為を早期に発見、是正するようコンプライアンス体制の充実を図っております。コンプライアンスの向上、啓もう等に資することを目的として、小池久士取締役を委員長、佐古麻衣子、松村映子、青木想の各社外取締役を常任委員、グループの各部門より選出した委員によるコンプライアンス委員会を取締役会直下に配し、コンプライアンスの維持及び体制の実効性分析、コンプライアンスの向上に関する施策の評価、及び意見の聴取等を実践し取締役会に報告することとしています。このほか、社内外の両視点からのチェック機能を有効に活かすべく、「会計監査人監査」「監査役監査」「内部監査室監査」の三様監査体制を構築し業務執行の監視を強化しております。

これらの活動、評価、教育、監視等は、グループ内の諸業務を網羅しているほか、子会社の業務の適正を確保するため、子会社の取締役には親会社の取締役、グループ内従業員のみを配しグループ全体の経営の健全性を担保しております。

そして適時開示については、情報管理責任者に常務取締役小池久士を選任し、管理部門に経験豊かなスタッフを置くことにより財務関連のほか、重要な決定事実及び発生事実に関する情報を適時、適切な開示ができるよう整備しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。



株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

取締役及び監査役の責任軽減

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる旨を定款で定めております。これは取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

会計監査人の責任軽減

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる旨、また、会計監査人との間で会社法に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨を定款で定めております。これは会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の役員等（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額については限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

取締役会の活動状況

a. 当事業年度において当社は取締役会を原則毎月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
島崎 知格	12回	12回
長澤 睦（注1）	2回	2回
小池 久士	12回	12回
藤井 康太朗	12回	12回
須藤 博	12回	12回
松尾 康行	12回	12回
小菅 喜生（注2）	10回	10回
佐古 麻衣子	12回	12回
松村 映子	12回	12回
青木 想	12回	12回

（注1）長澤睦氏は、2025年9月26日開催の第29回定時株主総会の終結時をもって退任いたしました。退任までに開催された取締役会は2回であります。

（注2）小菅喜生氏は、2025年9月26日開催の第29回定時株主総会において新たに選任され就任いたしましたので、同氏の取締役会出席状況は、就任後に行われた取締役会への出席状況を記載しております。

b. 取締役会における具体的な検討内容

取締役会は、業務執行状況を監督する機関と位置づけており、経営の方針、コーポレート・ガバナンス、サステナビリティ等の様々な経営課題、法令で定められた事項及び株主総会に関する事項、取締役等に関する事項、財務に関する事項、株式に関する事項、組織及び人事に関する事項、資金に関する事項、子会社に関する事項、予算や経営計画に関する事項等であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性3名（役員のうち女性の比率25％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （株）
代表取締役社長	島崎 知格	1962年 8 月27日生	2002年 9 月 三菱証券株式会社 部長代理 2005年 6 月 当社 入社 2006年 9 月 当社 取締役 2008年 5 月 当社 代表取締役社長（現任）	（注）3	24,000
常務取締役	小池 久士	1961年 5 月18日生	2003年 5 月 株式会社共立メンテナンス 管理本部グループ経営部 副部长兼KMG経理センター室長 2006年 3 月 当社 入社 2006年10月 当社 経理部長 2009年 9 月 当社 取締役財務経理部長 2011年 3 月 当社 取締役管理本部長 2011年 9 月 当社 常務取締役管理本部長 2013年10月 当社 常務取締役 管理部門管掌（現任）	（注）3	51,000
常務取締役	藤井 康太郎	1964年 3 月26日生	2013年 9 月 株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ 取締役副社長 2016年 5 月 当社 入社 株式会社エフバイオス出向 豊後大野事業所長 2016年 9 月 当社 取締役 株式会社エフバイオス豊後大野事業所長 2017年 7 月 当社 取締役 株式会社エフバイオス日田事業所長 2019年 9 月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 壬生発電所準備室室長 2020年 1 月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 壬生事業所長 2020年 6 月 当社 取締役 電力企画部長 2020年 7 月 当社 取締役 電力事業部長 2022年 6 月 当社 取締役 電力事業部長兼サステナビリティ推進準備室長 2022年12月 当社 取締役 電力事業部長 2025年 9 月 当社 常務取締役 技術統括部、環境エネルギー部、電力事業部管掌 電力事業部長（現任）	（注）3	4,800
取締役	須藤 博	1974年 8 月26日生	2013年 9 月 協和木材株式会社 山林部副部长 2016年11月 同社 東京営業所副所長 2017年 9 月 株式会社エフバイオス 入社 2017年10月 同社 山林部林業課 課長代理 2019年10月 同社 山林事業部長 2020年 7 月 同社 執行役員 山林事業部長 2021年 9 月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 山林事業部長 2023年 9 月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 取締役 山林事業部長 2026年 9 月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 取締役 製材事業部管掌兼山林事業部長（現任）	（注）3	300
取締役	松尾 康行	1975年10月 9 日生	1994年 4 月 第一電路工業株式会社 入社 2006年 6 月 株式会社エフバイオス 入社 2011年10月 同社 日田事業所 設備グループ課長 2016年 4 月 同社 豊後大野事業所 設備グループ課長 2019年 9 月 同社 日田事業所長代行 2020年10月 同社 日田事業所長 2022年 9 月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 日田事業所長 2023年 2 月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 新宮事業所長 2023年 9 月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 取締役 新宮事業所長（現任）	（注）3	1,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	小菅 喜生	1968年11月27日生	1987年4月 株式会社栃木相互銀行 入行 1990年5月 松下電器産業株式会社 入社 2017年1月 エイエスサポート株式会社 執行役本部長 2018年9月 株式会社エフバイオス 入社 2020年7月 同社 燃料事業部課長 2022年1月 同社 燃料事業部課長兼白河事業所長代行 2024年3月 同社 燃料事業部長兼壬生事業所長 2025年7月 同社 燃料事業部長 2025年9月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 燃料事業部長 2025年10月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 燃料事業部長(現任)	(注)3	-
取締役	佐古 麻衣子	1980年11月21日生	2008年12月 弁護士登録 2009年1月 霞が関法律会計事務所 入所 2013年10月 霞が関法律会計事務所 ジュニアパートナー 2015年3月 桜田通り総合法律事務所ジュニアパートナー 2018年9月 当社 取締役(現任) 2020年2月 桜田通り総合法律事務所 パートナー(現任) 2024年6月 株式会社テクノ菱和 社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役	松村 映子	1983年5月29日生	2007年9月 フューチャーアーキテクト株式会社 入社 2011年5月 株式会社ヘイデイ 代表取締役社長 2014年4月 バスケット株式会社 代表取締役社長 2015年8月 株式会社ストライプインターナショナル 取締役CTO/COO兼EC統括本部長 2017年11月 株式会社スマービー 取締役 2018年7月 事業家創造株式会社 取締役(現任) 2018年11月 株式会社Photream 社外取締役 2020年10月 株式会社B R H COO 2020年10月 千葉道場株式会社 フェロー 2024年9月 当社 取締役(現任) 2025年10月 株式会社アットマーク 取締役(現任)	(注)3	-
取締役	青木 想	1984年9月21日生	2007年4月 株式会社リクルート 入社 2016年6月 ジブラルタ生命保険株式会社 入社 2018年2月 株式会社Loveable 代表取締役社長(現任) 2019年10月 株式会社Surpass 入社 取締役 2024年5月 株式会社アルバイトタイムス 社外取締役(現任) 2024年9月 当社 取締役(現任) 2026年6月 株式会社B T M 社外取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	矢田 真一	1960年9月7日生	2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現㈱三菱UFJ銀行)法人業務部 調査役 2008年12月 株式会社コナカ 常勤社外監査役 2012年12月 学校法人帝京大学 法人本部広報課長 2016年9月 当社 取締役 2017年10月 学校法人帝京大学 法人本部人事課長 2018年9月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	望月 英仁	1960年10月2日生	1986年10月 太田昭和監査法人 入所 1990年7月 株式会社武藤マーケティング研究室 監査役(現任) 1990年9月 望月税理士事務所 所長(現任) 1991年7月 望月公認会計士事務所 所長(現任) 1998年5月 株式会社ガレージフィルム監査役(現任) 2016年2月 一般社団法人W I T H A L S 理事(現任) 2018年11月 医療法人鹿島会 理事(現任) 2019年9月 当社 監査役(現任)	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	牧浦 秀治	1955年4月3日生	1980年4月 三菱重工業株式会社 入社 2013年10月 MHIプラントエンジニアリング株式会社 (現 三菱重工パワーインダストリー株式 会社)取締役副社長執行役員 2015年4月 三菱日立パワーシステムズエンジニアリン グ株式会社(現 三菱重工パワーインダス トリー株式会社)取締役社長 2016年4月 三菱日立パワーシステムズインダストリー 株式会社(現 三菱重工パワーインダス トリー株式会社)取締役社長 2022年1月 三菱重工パワーインダストリー株式会社 顧問 2024年4月 当社 監査役(現任)	(注)6	-
計					81,600

- (注) 1. 取締役 佐古麻衣子、松村映子及び青木想は、社外取締役です。
2. 監査役 望月英仁及び牧浦秀治は、社外監査役です。
3. 2026年9月25日開催の定時株主総会の終結時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
4. 2026年9月25日開催の定時株主総会の終結時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
5. 2023年9月26日開催の定時株主総会の終結時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
6. 退任した監査役の補欠として就任したため、任期は2024年4月1日から前任者の任期満了の時である2027年6月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名です。

すべての社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割として、業務執行取締役の職務の執行の適正性や取締役会の意思決定のプロセス等に関して、独立の立場で一般株主の利益に配慮した公平で公正な判断がなされるための牽制機能を期待しております。社外取締役佐古麻衣子、松村映子及び青木想の3名及び社外監査役望月英仁、牧浦秀治を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準を明確な形で定めておりませんが、財務、会計、法律、経営等の専門的な知識や経験を備え一般株主と利益相反の生ずるおそれのないことを基本的な考えとしております。

なお、当社と社外取締役佐古麻衣子、松村映子及び青木想、監査役矢田真一、社外監査役望月英仁、牧浦秀治は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し業務執行の監督、重要事項の審議のほか、取締役会に報告される内部統制評価、内部監査報告に独立の立場から意見を述べるとともに、その正当性、公平性、実効性等を吟味し必要に応じて問題を提起し改善を図っております。監査役会は、常勤監査役を中心に内部監査、会計監査人と連携し個々の監査業務から得られる情報を共有し相互に補完できる体制を取っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役会は常勤監査役 1 名及び非常勤社外監査役 2 名で構成されております。なお、社外監査役のうち望月英仁氏につきましては、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、各監査役は、監査役会で定めた監査役監査基準に則り、監査方針、監査計画及び職務分担等に従い、取締役会の出席、業務監査及び会計監査等を通じて、取締役の職務執行並びに当社グループ会社の業務や財政状況を監査しています。

当事業年度における監査役会の開催状況は以下の通りです。監査役会は、常勤監査役を議長として毎月 1 回開催し、必要に応じて随時、臨時に開催しています。

役 職	氏 名	開催回数	出席回数
常勤監査役	矢田 真一	13	13
非常勤（社外）監査役	望月 英仁	13	13
	牧浦 秀治	13	13

監査役会における具体的な検討内容としては、サステナビリティに関する活動も対象に監査方針や監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の選任、会計監査人の報酬、株主総会付議事項等について審議しました。

常勤監査役は、取締役会に加え経営会議、営業部門、開発部門及び管理部門の重要な業務会議に出席し、社員面談、重要書類閲覧並びに子会社往査等を通じて業務の状況の把握に努め、内部監査部門や内部統制部門と情報交換の会議を行い、会計監査人より半期及び期末決算監査報告を受け、監査品質や財務報告内部統制に係る意見交換を実施しています。非常勤監査役は、取締役会に出席し、常勤監査役からの報告を受け、代表取締役を含む取締役や社外取締役との意見交換を実施し、会計監査人より期末決算報告を聴取し質疑する等して、取締役の職務の執行状況を監査し経営監視機能を果たしています。

内部監査の状況

内部監査は、業務部門から独立した代表取締役社長に直属する部署として直接報告を行う内部監査室を設置しております。内部監査室は、内部監査スタッフ 2 名を中心に内部監査規程に則って毎年度計画に基づく内部監査を実施し、内部監査スタッフとは別の法務部門 1 名と連携してコンプライアンスの状況を監査し、代表取締役社長及び取締役会へ結果報告、被監査部門への勧告を行っております。改善状況についてはフォローアップ監査により、その進捗状況を確認しております。

なお、監査役と定期的にミーティングを開催し、監査計画、監査実施状況、改善方法等について意見交換を行うほか、内部監査報告書の閲覧等により状況の把握に努めております。内部監査部門としては、リスクマネジメント及び内部統制システムの改善に向けて業務活動を評価するうえで、監査役への事前相談及び事後報告を実施し情報の共有化を図っております。なお、内部監査項目によっては必要の都度、常勤監査役が監査に立会っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東陽監査法人

b. 継続監査期間

20年間

上記継続監査期間は、当社において調査可能な範囲での期間であり、実際の継続監査期間は上記期間を超えている可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

早崎 信

立澤 隆尚

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 8 名、その他 4 名で監査業務にあたっております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査法人としての独立性、専門性及び職務遂行能力並びに品質管理体制及び当社の事業活動に対する理解に基づく監査体制を有すること等を総合的に勘案して監査法人を選定しております。また、監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であること等を確認し、組織的監査体制及び審査体制が整備されていることから同監査法人が適任であると判断しております。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人の専門性、独立性、監査体制、監査に係る品質管理の問題の有無、監査報酬のほか、監査役及び経営者等との関係等諸般の要素を勘案し、監査結果は相当であり再任する旨の評価を行いました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	29	-	29	-
連結子会社	-	-	-	-
計	29	-	29	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の規模・業務の特性等の要素を勘案して決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関連部門及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の徴収を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠の妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月10日及び2026年5月12日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針についての概要は以下のとおりです。

当社の取締役の個人別の報酬等については、株主総会において決議された金額の範囲内で、経済情勢、当社の業績、各々の経営能力、貢献度、支給実績等を総合的に考慮し、当社役員に求められる役割と職責に相応しい報酬額について報酬委員会にて審議し、その答申を踏まえ、取締役会で決議するものとしております。取締役会は報酬額の妥当性、公平性、透明性を重視して吟味、審査を行い報酬額の決定に関する監査を実施しております。

なお、当社の監査役の個人別の報酬については、株主総会において決議された金額の範囲内で監査役の協議によって決定しております。

取締役の金銭報酬の額は、2018年9月26日開催の定時株主総会において年額240百万円以内（うち、社外取締役分40百万円以内）と決議いただいております（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。また、株式報酬について2021年9月28日開催の定時株主総会において年額48百万円以内、取得株式数80,000株以内で、当社株式を取引所市場から取得し取締役（社外取締役を除く。）に対し退任時に交付する制度の導入を決議いただいております。

いずれの報酬に関しても、上述の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであります。なお、株式報酬の当連結会計年度における支給はありません。

監査役の報酬限度額は、2018年9月26日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	160	135	-	-	24	7
監査役 (社外監査役を除く)	14	14	-	-	-	1
社外役員	15	15	-	-	-	5

(注) 1. 取締役、監査役の報酬のいずれも月額固定報酬であり、賞与、業績連動型報酬、退職慰労金等の報酬制度は採用しておりません。

2. 非金銭報酬等の額は株式給付引当金繰入額であり、その対象となっている取締役の数は6名です。

3. 取締役の員数及び報酬等の額には、2025年9月26日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

b. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

企業戦略と関連付けた人材戦略につきましては、第2「事業の状況」2「サステナビリティに関する考え方及び取組」(2)「戦略」「人的資本」を、ご参照ください。

従業員給与等については、職種及び職位を基礎とする基礎的部分は年1回の昇給査定を経て毎年見直しを行い、各事業において必要な技能資格に対する手当をはじめとする各種手当を加算して月例給を決定し、賞与は年2回を原則として会社の業績及び従業員の勤務成績等を踏まえて決定しております。

毎年の見直しにあたっては、従業員の組織貢献力等を踏まえたグループ各社における昇給査定を基礎とし、グループ各社業績を勘案した適正水準をグループ横断的に検証し、個別に決定しております。

(2)【従業員の状況】

連結会社の状況

2026年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
省エネルギー支援サービス事業	1 (-)
グリーンエナジー事業	272 (11)
電力小売事業	8 (-)
全社(共通)	16 (1)
合計	297 (12)

(注)1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおります。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものです。

提出会社の状況

2026年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
28 (3)	48.0	7.60	6,333	4.3

セグメントの名称	従業員数(人)
省エネルギー支援サービス事業	1 (-)
グリーンエナジー事業	3 (2)
電力小売事業	8 (-)
全社(共通)	16 (1)
合計	28 (3)

(注)1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおります。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものです。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

ア 提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
33.3	-	68.0	60.1	-

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

算定に該当する従業員が在籍していない場合は、「-」を記載しております。

イ 連結子会社

当事業年度					
名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1.		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
(株)エフパイオス	9.1	100.0	65.9	66.7	11.6

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度の内容

当社は、使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入しております。当該役員・従業員株式所有制度の内容については、「1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するために特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、適時に会計基準等の変更等について対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また同機構が主催するセミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 5,765	1 5,007
売掛金	2,119	2,878
貯蔵品	1,037	992
未収消費税等	90	179
デリバティブ債権	215	1,186
繰延消費税	29	6
その他	358	325
流動資産合計	9,616	10,576
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1, 2 13,710	1, 2 13,986
減価償却累計額	3,372	3,881
建物及び構築物（純額）	10,337	10,104
機械装置及び運搬具	1, 2 29,304	1, 2 30,284
減価償却累計額	11,343	13,036
機械装置及び運搬具（純額）	17,961	17,248
工具、器具及び備品	2 330	2 382
減価償却累計額	267	292
工具、器具及び備品（純額）	63	89
土地	1 4,161	1 4,401
立木	1,149	1,152
建設仮勘定	309	85
有形固定資産合計	33,982	33,082
無形固定資産		
電気供給施設利用権	2 755	2 698
その他	4	4
無形固定資産合計	759	703
投資その他の資産		
繰延税金資産	55	60
その他	3 162	3 199
投資その他の資産合計	218	259
固定資産合計	34,960	34,045
資産合計	44,576	44,621

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,474	1,608
1年内返済予定の長期借入金	1 2,108	1 1,964
未払金	653	1,061
未払法人税等	318	378
賞与引当金	37	39
メンテナンス費用引当金	500	493
その他	247	187
流動負債合計	5,340	5,733
固定負債		
長期借入金	1 19,926	1 18,434
株式給付引当金	117	150
繰延税金負債	507	593
固定負債合計	20,551	19,177
負債合計	25,891	24,911
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,292	2,292
資本剰余金	1,292	1,292
利益剰余金	15,351	16,377
自己株式	251	251
株主資本合計	18,684	19,710
純資産合計	18,684	19,710
負債純資産合計	44,576	44,621

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	1 17,599	1 20,737
売上原価	15,375	19,375
売上総利益	2,223	1,361
販売費及び一般管理費	2 902	2 941
営業利益	1,320	419
営業外収益		
受取利息	37	73
作業くず売却益	4	4
固定資産売却益	7	11
デリバティブ評価益	-	1,010
電力先物差益	-	397
補助金収入	110	85
助成金収入	5	4
還付加算金	1	-
その他	14	16
営業外収益合計	179	1,603
営業外費用		
支払利息	299	326
支払手数料	5	6
デリバティブ評価損	50	-
電力先物差損	18	-
固定資産売却損	0	1
固定資産除却損	0	0
その他	22	15
営業外費用合計	396	350
経常利益	1,103	1,672
税金等調整前当期純利益	1,103	1,672
法人税、住民税及び事業税	237	392
法人税等調整額	159	81
法人税等合計	396	474
当期純利益	706	1,198
親会社株主に帰属する当期純利益	706	1,198

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
当期純利益	706	1,198
包括利益	706	1,198
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	706	1,198
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	2,292	1,292	14,817	168	18,234	18,234
当期変動額						
剰余金の配当			173		173	173
親会社株主に帰属する当期純利益			706		706	706
自己株式の取得				82	82	82
自己株式の処分					-	-
自己株式の消却			0	0	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						-
当期変動額合計	-	-	533	82	450	450
当期末残高	2,292	1,292	15,351	251	18,684	18,684

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	2,292	1,292	15,351	251	18,684	18,684
当期変動額						
剰余金の配当			173		173	173
親会社株主に帰属する当期純利益			1,198		1,198	1,198
自己株式の取得				0	0	0
自己株式の処分					-	-
自己株式の消却			0	0	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						-
当期変動額合計	-	-	1,025	0	1,025	1,025
当期末残高	2,292	1,292	16,377	251	19,710	19,710

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,103	1,672
減価償却費	2,280	2,341
株式給付引当金の増減額（ は減少）	31	33
固定資産売却損益（ は益）	6	10
固定資産除却損	0	0
メンテナンス費用引当金の増減額（ は減少）	0	7
受取利息及び受取配当金	37	73
デリバティブ評価損益（ は益）	50	1,010
電力先物差損益（ は益）	18	397
支払利息	299	326
支払手数料	5	6
売上債権の増減額（ は増加）	286	759
棚卸資産の増減額（ は増加）	317	92
デリバティブ債権の増減額（ は増加）	271	437
仕入債務の増減額（ は減少）	94	133
未収消費税等の増減額（ は増加）	58	88
未払消費税等の増減額（ は減少）	35	59
その他	62	670
小計	3,121	3,307
利息及び配当金の受取額	37	71
利息の支払額	300	327
法人税等の支払額	11	228
法人税等の還付額	139	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,985	2,824
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	690	1,703
有形固定資産の売却による収入	7	5
無形固定資産の取得による支出	-	3
差入保証金の差入による支出	3	50
差入保証金の回収による収入	3	0
その他	0	15
投資活動によるキャッシュ・フロー	682	1,766

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	300	500
長期借入金の返済による支出	2,148	2,135
自己株式の取得による支出	82	0
配当金の支払額	173	172
担保に供した預金の増減額（は増加）	0	0
その他	5	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,110	1,814
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	192	757
現金及び現金同等物の期首残高	5,210	5,402
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,402	1 4,644

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

株式会社エフオン日田
株式会社エフオン白河
株式会社エフオン豊後大野
株式会社エフオン壬生
株式会社エフオン新宮
株式会社エフパイオス
ソレイユ日田株式会社

(2) 非連結子会社 4社

非連結子会社の名称

株式会社エフオン大分
株式会社エフオン福島
株式会社エフオン第六
株式会社エフオン第七

連結の範囲から除いた理由

連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 -社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社 4社

持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社エフオン大分
株式会社エフオン福島
株式会社エフオン第六
株式会社エフオン第七

持分法を適用しない理由

連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ デリバティブ

時価法

ハ 棚卸資産

貯蔵品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

省エネルギー支援サービス事業用の有形固定資産

買取りオプションが付与された固定資産については、エネルギー供給サービス契約期間を耐用年数とし、契約期間満了時における資産の見積処分価額を残存価額とする定額法。上記以外については経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	15～31年
機械装置	15年

その他の事業用の有形固定資産

グリーンエネルギー事業の発電設備における主な建物及び構築物、機械装置は経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	7～60年
機械装置	5～20年

その他の有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

4～15年

ロ 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ メンテナンス費用引当金

省エネルギー支援サービス事業の機械装置、グリーンエネルギー事業の発電設備にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当連結会計年度末までに負担すべき費用の見積額を計上しております。

ハ 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ 株式給付引当金

当社及び連結子会社は、株式交付規程に基づく取締役及び従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度における取締役及び従業員に割り当てられたポイントに応じた支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時又は充足するにつれて収益を認識する

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ 省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業においては、顧客とエネルギーサービス契約を締結しており、設備運営及びメンテナンス対応を履行義務として識別しております。エネルギーサービス契約における引渡しの条件を勘案した結果、設備運営については顧客が便益を享受するサービス提供期間にわたり定額で収益を認識し、メンテナンス対応については、サービスの提供を完了し顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、その時点で収益を認識しております。

ロ グリーンエナジー事業

グリーンエナジー事業においては、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に応じて売上高を認識しております。また、顧客と燃料売買個別契約を締結しており、燃料の引渡しを履行義務として識別しております。燃料売買個別契約書における引渡しの条件を勘案した結果、燃料に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは燃料の引渡時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

ハ 電力小売事業

電力小売事業においては、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に応じて売上高を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金の利息

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

ニ ヘッジ有効性の評価方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

借入金利息等の固定資産取得原価算入

建設期間が1年以上のプロジェクトにかかる固定資産については、その建設期間中の借入金利息及び借入金付随費用を取得原価に算入しております。

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

(1) メンテナンス費用引当金

連結財務諸表に計上した金額

メンテナンス費用引当金 前連結会計年度 500百万円

当連結会計年度 493百万円

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

グリーンエナジー事業の発電設備にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当連結会計年度末までに負担すべき費用の見積り額を、メンテナンス費用引当金として計上しております。この支出見込額については、過去の実績額を基礎とし、将来の材料費等の価格変動について一定の仮定を設定した上で算定しております。

将来の材料費等の価格変動は、市況の影響を受けるものであり、予想しない事象の発生や状況の変化によって、実際の支払額が見積額と異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の評価

連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
株式会社エフオン新宮の固定資産残高	12,202	11,571
有形固定資産	11,692	11,091
無形固定資産	510	479

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなるなど減損の兆候を識別した場合に、資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方が帳簿価額を下回っていると判断される場合には、その差額を減損損失として認識することとしております。

当社グループを構成する発電子会社である株式会社エフオン新宮は、営業活動から生じる損益が2期連続でマイナスであったため、同社の事業計画を基礎として計算した割引前将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較しましたが、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回ったため、減損損失は認識しておりません。

当該判定に使用した事業計画における主要な仮定は、株式会社エフオン新宮の売電単価及び送電量に関する見積りが含まれております。そのため、減損損失の認識の判定において使用した事業計画の前提となった見積り要素などに変化があった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「デリバティブ債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた574百万円は、「デリバティブ債権」215百万円、「その他」358百万円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「デリバティブ評価損」に含めていた「電力先物差損」は、実態をより適切に表示するため表示方法の見直しを行い、当連結会計年度より、「電力先物差益」として、「デリバティブ評価益」と区分して掲記しております。なお、前連結会計年度の「電力先物差損」は18百万円であります。

(追加情報)

(財務制限条項)

当社の連結子会社である株式会社エフオン新宮は借入金4,548百万円について、コミット型シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には下記の財務制限条項が付されております。

2023年6月末日以降の毎年6月末日における本決算に係る決算報告書等及び2023年12月末日以降の毎年12月末日における半期の合計残高試算表の数値に関し、(i)単体貸借対照表の純資産合計金額をマイナスとせず、かつ、(ii)単体損益計算書の数値をもとに算出されるDSCR(計算式:(営業利益+受取利息+受取配当金+減価償却費)÷(全ての借入金に係る元本弁済金額+支払利息))を3回連続(初回を2023年6月期本決算、2023年12月末日(半期)及び2024年6月期本決算の3期とする。)で1.0未満としないこと。

なお、当連結会計年度末において、(i)及び(ii)の条項に抵触しております。

しかしながら、引き続き業績及び財務状況の改善に取り組み、取引金融機関とは建設的な協議を重ね、期限の利益喪失の請求権を行使しない旨の同意を得ております。

(連結貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金及び金利スワップ取引の担保

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)		当連結会計年度 (2026年6月30日)	
現金及び預金	360	百万円	360	百万円
建物及び構築物	9,293	百万円 (9,218百万円)	8,779	百万円 (8,779百万円)
機械装置及び運搬具	16,819	百万円 (16,819百万円)	14,682	百万円 (14,682百万円)
土地	2,082	百万円 (-百万円)	2,073	百万円 (-百万円)
関係会社株式	1,982	百万円	1,982	百万円

(注) 関係会社株式につきましては連結上相殺消去されております。

なお、当該担保資産は、下記の担保付債務以外に、デリバティブ取引(金利スワップ)の担保に供されております。

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)		当連結会計年度 (2026年6月30日)	
1年内返済予定の長期借入金	1,722	百万円 (1,722百万円)	1,572	百万円 (1,572百万円)
長期借入金	19,412	百万円 (19,412百万円)	17,839	百万円 (17,839百万円)

上記のうち、()内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

2. 圧縮記帳

国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除した固定資産の圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
建物及び構築物	784百万円	784百万円
機械装置及び運搬具	1,109百万円	1,109百万円
工具、器具及び備品	4百万円	4百万円
電気供給施設利用権	0百万円	0百万円

3. 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
投資有価証券(株式)	4百万円	4百万円

(連結損益計算書関係)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
給料手当	139百万円	174百万円
役員報酬	170百万円	165百万円
地代家賃	193百万円	193百万円
賞与引当金繰入額	5百万円	5百万円
株式給付引当金繰入額	31百万円	33百万円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株) (注)1	21,635,189	-	45	21,635,144
自己株式				
普通株式(株) (注)2,3,4	277,900	201,645	45	479,500

(注)1. 普通株式の発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものです。

2. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式には、株式交付信託が保有する当社株式479,500株が含まれております。

3. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取り45株によるものと株式交付信託が保有する当社株式201,600株によるものです。

4. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の消却45株によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年8月20日 取締役会	普通株式	173	8.00	2024年6月30日	2024年9月9日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	173	8.00	2025年6月30日	2025年9月8日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株） （注）1	21,635,144	-	120	21,635,024
自己株式				
普通株式（株） （注）2, 3, 4	479,500	160	120	479,540

（注）1. 普通株式の発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものです。

2. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式には、株式交付信託が保有する当社株式479,500株が含まれております。

3. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取り160株によるものです。

4. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の消却120株によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2025年 8月 7日 取締役会	普通株式	173	8.00	2025年 6月30日	2025年 9月 8日

（注） 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金 3 百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2026年 8月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	173	8.00	2026年 6月30日	2026年 9月 7日

（注） 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金 3 百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金勘定	5,765百万円	5,007百万円
担保に供している預金	362百万円	362百万円
現金及び現金同等物	5,402百万円	4,644百万円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達は主に銀行等金融機関からの借入及び新株予約権等の発行によっています。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスク及び電力市場価格の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権については、売掛金がありそれぞれ顧客の信用リスクに依存しています。

営業債務では、買掛金、未払金についてはいずれも1年以内の支払期日であります。その他の割賦債務については、支払総額を割賦期間に均等に配分する方法により金利変動リスクを固定化しています。長期借入金は、子会社発電所の建設資金及び当社グループの運転資金であり、このうち発電所建設資金については一部については金利変動リスクに対して金利スワップ取引による支払利息の固定化を実施しています。当該デリバティブ取引は、ヘッジ会計の適用の範囲内です。また、金利スワップ取引以外に電力市場価格の変動リスクを回避する目的で電力先物取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの回収期日管理及び残高管理を行い実施しています。投資先、貸付先の信用リスクは、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や条件の見直し交渉により軽減を図っております。

市場リスク（金利等の変動リスク）については、当社及び借入残高の大きな一部の子会社において借入金の支払金利の変動リスクを抑制するため金利スワップ取引を利用しております。

また、電力市場価格の変動リスクを回避する目的で実施しているデリバティブ取引は、社内規程に基づき適切に管理・執行しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性資金を一定額以上に維持すること等により実施しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度（2025年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
長期借入金	22,034	20,452	1,582

() 現金及び預金、売掛金、デリバティブ債権、買掛金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2026年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
長期借入金	20,399	17,758	2,640

() 現金及び預金、売掛金、デリバティブ債権、買掛金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注１) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	4	4

(注２) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2025年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,762	-	-	-
売掛金	2,119	-	-	-
合計	7,882	-	-	-

当連結会計年度（2026年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,005	-	-	-
売掛金	2,878	-	-	-
合計	7,884	-	-	-

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2025年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,108	1,856	1,675	1,600	1,522	13,270
合計	2,108	1,856	1,675	1,600	1,522	13,270

当連結会計年度(2026年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,964	1,783	1,708	1,630	1,562	11,749
合計	1,964	1,783	1,708	1,630	1,562	11,749

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ債権	-	215	-	215
資産計	-	215	-	215

当連結会計年度（2026年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ債権	-	1,186	-	1,186
資産計	-	1,186	-	1,186

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	20,452	-	20,452
負債計	-	20,452	-	20,452

当連結会計年度（2026年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	17,758	-	17,758
負債計	-	17,758	-	17,758

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状況は借入実行後から大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

また、固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ債権

電力先物取引の時価は、電力先物取引市場等の最終価格から提示された価格に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

電力小売事業において、日本卸電力取引所の市場価格で調達する電力の価格高騰によるキャッシュ・フローの悪化に備え販売契約電力量の一定量について、株式会社東京商品取引所を通じた電力先物取引をしております。

(1) 電力

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

	デリバティブ取引の種類等	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	商品先物取引 買建	955	16	16

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

	デリバティブ取引の種類等	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	商品先物取引 買建	2,650	993	993

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額のうち1 年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	13,348	12,411	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額のうち1 年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	12,411	11,474	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社のうち1社(株エフバイオス)において、確定拠出型の退職年金制度を設けております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額

前連結会計年度 29百万円

当連結会計年度 30百万円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	28百万円	32百万円
メンテナンス費用引当金	143百万円	145百万円
賞与引当金	12百万円	13百万円
株式給付引当金	37百万円	48百万円
減価償却超過額	0百万円	0百万円
税務上の繰越欠損金 (注)	382百万円	434百万円
投資有価証券評価損	220百万円	220百万円
その他	136百万円	140百万円
繰延税金資産 小計	962百万円	1,037百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	365百万円	416百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当 額	363百万円	370百万円
評価性引当額小計	728百万円	786百万円
繰延税金資産 合計	233百万円	250百万円
繰延税金負債		
未収還付事業税等	- 百万円	0百万円
減価償却不足額	684百万円	783百万円
繰延税金負債合計	684百万円	783百万円
繰延税金資産の純額	451百万円	532百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(a)	31	41	69	56	9	173	382
評価性引当額	22	36	66	56	9	173	365
繰延税金資産	9	4	2	-	-	-	(b)17

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金の回収可能性について、当社グループ各社の将来の課税所得を合理的に見積り、評価性引当額を差し引いた残額は、税金負担額を軽減する効果を有するため回収可能と判断しています。

当連結会計年度(2026年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(a)	36	69	56	9	21	242	434
評価性引当額	25	61	56	9	21	242	416
繰延税金資産	10	8	0	0	0	0	(b)18

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金の回収可能性について、当社グループ各社の将来の課税所得を合理的に見積り、評価性引当額を差し引いた残額は、税金負担額を軽減する効果を有するため回収可能と判断しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6 %	30.6 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	0.1%
住民税均等割	0.4%	0.3%
電気事業収入割	0.0%	2.4%
子会社税率差異	2.7%	2.7%
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	5.0%	3.0%
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3.8%	0.4%
税務上の繰越欠損金の期限切れ	0.7%	- %
防衛特別法人税に係る税率変更の影響額	0.9%	0.2%
その他	1.3%	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.9%	28.3%

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めていた「電気事業収入割」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「その他」に表示しておりました 1.3%は、「電気事業収入割」 0.0%、「その他」 1.3%として組み替えております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

なお、当社はグループ通算制度において通算税効果額の授受を行っておりません。

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社グループの顧客との契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,832百万円	2,119百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,119百万円	2,878百万円
契約資産(期首残高)	- 百万円	- 百万円
契約資産(期末残高)	- 百万円	- 百万円
契約負債(期首残高)	- 百万円	- 百万円
契約負債(期末残高)	- 百万円	- 百万円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、当初の予想契約が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社の事業区分は、当社の内部管理上採用している区分をベースに、顧客企業のエネルギー使用実態の調査・診断及び省エネルギー設備の施工・運用等を行う「省エネルギー支援サービス事業」と、木質バイオマス等の新エネルギーによる発電を行う「グリーンエナジー事業」及び「電力小売事業」の３つを報告セグメントとしております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	省エネルギー支援サービス事業	グリーンエナジー事業	電力小売事業	
売上高				
顧客との契約から生じる収益	204	13,830	3,497	17,532
一時点で移転される財	22	748	0	770
一定の期間にわたり移転される財	181	13,081	3,497	16,761
その他（注）	-	25	41	66
外部顧客への売上高	204	13,855	3,539	17,599
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	2,362	65	2,428
計	204	16,218	3,604	20,027
セグメント利益	38	1,214	130	1,383
セグメント資産	63	41,852	599	42,515
その他の項目				
減価償却費	0	2,270	2	2,273
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	907	1	909

（注） 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」等により、国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金41百万円を「その他」に区分しております。

当連結会計年度（自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	省エネルギー支援サービス事業	グリーンエナジー事業	電力小売事業	
売上高				
顧客との契約から生じる収益	278	13,101	7,258	20,638
一時点で移転される財	86	1,052	-	1,139
一定の期間にわたり移転される財	192	12,048	7,258	19,498
その他（注）	-	24	74	99
外部顧客への売上高	278	13,125	7,332	20,737
セグメント間の内部売上高又は振替高	675	3,786	74	4,536
計	954	16,912	7,407	25,274
セグメント利益又はセグメント損失（ ）	69	722	289	502
セグメント資産	29	41,571	2,562	44,163
その他の項目				
減価償却費	0	2,329	3	2,333
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	1,713	3	1,717

（注） 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」等により、国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金74百万円を「その他」に区分しております。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	20,027	25,274
セグメント間取引消去	2,428	4,536
連結財務諸表の売上高	17,599	20,737

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,383	502
未実現利益消去	-	-
全社費用（注）	62	82
連結財務諸表の営業利益	1,320	419

（注） 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	42,515	44,163
全社資産（注）	2,061	458
連結財務諸表の資産合計	44,576	44,621

（注） 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社の余資運用資金（現預金）及び管理部門の資産等です。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		調整額（注）		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	2,273	2,333	7	8	2,280	2,341
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	909	1,717	-	8	909	1,726

（注） 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社の設備投資等であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外への外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
九州電力送配電株式会社	6,525	グリーンエネルギー事業
東京電力パワーグリッド株式会社	4,144	グリーンエネルギー事業
関西電力送配電株式会社	2,386	グリーンエネルギー事業

当連結会計年度（自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外への外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
九州電力送配電株式会社	6,466	グリーンエネルギー事業
東京電力パワーグリッド株式会社	4,092	グリーンエネルギー事業
関西電力送配電株式会社	2,780	グリーンエネルギー事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

１．関連当事者との取引

(１) 連結財務諸表提出会社と非連結子会社及び関連会社との取引

前連結会計年度（自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日）

該当事項はありません。

(２) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と主要株主及び関連会社との取引

連結財務諸表提出会社の主要株主

前連結会計年度（自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日）

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
1 株当たり純資産額	883.19円	931.69円
1 株当たり当期純利益金額	33.26円	56.67円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	-	-

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
1 株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	706	1,198
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	706	1,198
普通株式の期中平均株式数 (株)	21,234,362	21,155,584
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 の概要	-	-

3 . 当社は「株式交付信託」を導入しており、普通株式の期中平均株式数の算定する上で、自己株式数に「株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式を含めております。

なお、前連結会計年度の期末自己株式数に含まれる当該信託が保有する自己株式の期末自己株式数は479,500株であり、期中平均株式数の計算において控除した当該信託が保有する自己株式の期中平均株式数は400,799株であり、当連結会計年度の期末自己株式数に含まれる当該信託が保有する自己株式の期末自己株式数は479,500株であり、期中平均株式数の計算において控除した当該信託が保有する自己株式の期中平均株式数は479,500株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,108	1,964	1.5222	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	19,926	18,434	1.5222	2027年～2041年
その他有利子負債	-	-	-	-
計	22,034	20,399	-	-

(注) 1. 平均利率については、期中平均借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,783	1,708	1,630	1,562

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	9,777	20,737
税金等調整前中間 (当期) 純利益金額 (百万円)	328	1,672
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益金額 (百万円)	268	1,198
1 株当たり中間 (当期) 純 利益金額 (円)	12.69	56.67

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,598	975
売掛金	3 598	3 1,332
前払費用	35	40
関係会社短期貸付金	2,780	4,490
未収入金	3 44	3 45
デリバティブ債権	215	1,186
繰延消費税	27	6
その他	272	5
流動資産合計	5,573	8,070
固定資産		
有形固定資産		
建物	60	53
機械及び装置	1	1
車両運搬具	1	0
工具、器具及び備品	8	13
土地	56	56
建設仮勘定	64	64
有形固定資産合計	192	189
無形固定資産		
ソフトウェア	2	3
その他	0	0
無形固定資産合計	3	4
投資その他の資産		
関係会社株式	1 2,161	1 2,161
関係会社長期貸付金	3,680	2,130
関係会社長期未収入金	1,680	2,172
繰延税金資産	27	46
その他	151	184
投資その他の資産合計	7,700	6,695
固定資産合計	7,896	6,889
資産合計	13,469	14,960

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3 525	3 677
1 年内返済予定の長期借入金	57	108
未払金	250	506
前受金	0	0
未払費用	30	24
未払法人税等	46	197
預り金	8	9
賞与引当金	5	5
メンテナンス費用引当金	21	41
その他	59	69
流動負債合計	1,004	1,638
固定負債		
長期借入金	-	365
関係会社長期借入金	1,000	-
株式給付引当金	104	129
固定負債合計	1,104	494
負債合計	2,108	2,133
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,292	2,292
資本剰余金		
資本準備金	1,292	1,292
資本剰余金合計	1,292	1,292
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,027	9,493
利益剰余金合計	8,027	9,493
自己株式	251	251
株主資本合計	11,360	12,826
純資産合計	11,360	12,826
負債純資産合計	13,469	14,960

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	2 4,122	2 8,675
売上原価	2 3,428	2 8,386
売上総利益	693	288
販売費及び一般管理費	1 369	1 401
営業利益又は営業損失()	323	112
営業外収益		
受取利息	2 27	2 38
受取配当金	2 396	2 500
デリバティブ評価益	-	1,010
電力先物差益	-	397
その他	2	5
営業外収益合計	425	1,952
営業外費用		
支払利息	2 14	2 11
デリバティブ評価損	50	-
電力先物差損	18	-
その他	9	7
営業外費用合計	91	19
経常利益	657	1,820
税引前当期純利益	657	1,820
法人税、住民税及び事業税	38	200
法人税等調整額	4	19
法人税等合計	43	181
当期純利益	613	1,639

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益剰 余金				
当期首残高	2,292	1,292	1,292	7,586	7,586	168	11,002	11,002
当期変動額								
剰余金の配当				173	173		173	173
当期純利益				613	613		613	613
自己株式の取得						82	82	82
自己株式の処分						-	-	-
自己株式の消却				0	0	0	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 （純額）								-
当期変動額合計	-	-	-	440	440	82	357	357
当期末残高	2,292	1,292	1,292	8,027	8,027	251	11,360	11,360

当事業年度（自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	2,292	1,292	1,292	8,027	8,027	251	11,360	11,360
当期変動額								
剰余金の配当				173	173		173	173
当期純利益				1,639	1,639		1,639	1,639
自己株式の取得						0	0	0
自己株式の処分						-	-	-
自己株式の消却				0	0	0	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	-	-	-	1,465	1,465	0	1,465	1,465
当期末残高	2,292	1,292	1,292	9,493	9,493	251	12,826	12,826

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・省エネルギー支援サービス事業用の有形固定資産

買取りオプションが付与された固定資産については、エネルギー供給サービス契約期間を耐用年数とし、契約期間満了時における資産の見積処分価額を残存価額とする定額法。上記以外については経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15～31年

機械装置 15年

・その他の有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

4～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算出しております。

(2) メンテナンス費用引当金

省エネルギー支援サービス事業の機械装置にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当事業年度末までに負担すべき費用の見積額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及び従業員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度における取締役及び従業員に割り当てられたポイントに応じた支給見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時又は充足するにつれて収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業においては、顧客とエネルギーサービス契約を締結しており、設備運営及びメンテナンス対応を履行義務として識別しております。

エネルギーサービス契約における引渡しの条件を勘案した結果、設備運営については顧客が便益を享受するサービス提供期間にわたり定額で収益を認識し、メンテナンス対応については、サービスの提供を完了し顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、その時点で収益を認識しております。また、工事請負契約に基づき発電設備の設計及び施工等を顧客に提供しております。

なお、当社の取引に関する主な支払条件は、契約により顧客と合意した支払条件であり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

工事契約に関して、主に長期の工事契約においては一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額見積額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

・電力小売事業

電力小売事業においては、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に応じて売上高を認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップは、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金の利息

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性の評価方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社投融資の評価

(1) 財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
関係会社短期貸付金 (内、㈱エフオン新宮に対する金額)	2,780 百万円 (500)	4,490 百万円 (500)
関係会社株式 (同上)	2,161 百万円 (1)	2,161 百万円 (1)
関係会社長期貸付金 (同上)	3,680 百万円 (1,750)	2,130 百万円 (200)
関係会社長期未収入金 (同上)	1,680 百万円 (1,430)	2,172 百万円 (1,430)
合計	10,301 百万円 (3,681)	10,953 百万円 (2,131)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の実質価額が著しく下落した場合の回復可能性の判断並びに関係会社の投融資額の回収不能見込額等の評価にあたっては、事業計画を基礎として個社別に見積りを行っております。

この事業計画には、主要な仮定として売電単価及び送電量の見積りなどが含まれております。これらの仮定に重要な変更が生じた場合には、翌事業年度に関係会社株式評価損、貸倒引当金繰入額等を計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「デリバティブ債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた488百万円は、「デリバティブ債権」215百万円、「その他」272百万円として組み替えております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「デリバティブ評価損」に含めていた「電力先物差損」は、実態をより適切に表示するため表示方法の見直しを行い、当事業年度より、「電力先物差益」として、「デリバティブ評価益」と区分して掲記しております。なお、前事業年度の「電力先物差損」は18百万円であります。

（追加情報）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産

関係会社の1年内返済予定の長期借入金、長期借入金の担保
担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
関係会社株式	1,982百万円	1,982百万円

なお、当該担保資産は、下記の担保付債務以外に、関係会社のデリバティブ取引(金利スワップ)の担保に供されております。

担保付債務は、次のとおりです。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
関係会社の1年内返済予定の 長期借入金	1,722百万円	1,572百万円
関係会社の長期借入金	19,412百万円	17,839百万円

2. 偶発債務

債務保証

下記のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
(株)エフオン日田	250百万円 借入債務	50百万円 借入債務
(株)エフオン豊後大野	4,019百万円 借入債務	3,599百万円 借入債務
(株)エフオン壬生	7,516百万円 借入債務	7,049百万円 借入債務
(株)エフオン新宮	9,349百万円 借入債務	8,713百万円 借入債務
計	21,135百万円	19,412百万円

デリバティブ取引に対する保証債務

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
(株)エフオン豊後大野	2,519百万円 金利スワップ	2,099百万円 金利スワップ
(株)エフオン壬生	7,516百万円 金利スワップ	7,049百万円 金利スワップ
(株)エフオン新宮	3,312百万円 金利スワップ	3,262百万円 金利スワップ
計	13,348百万円	12,411百万円

上記のデリバティブ取引は、子会社及び関連会社の借入金に関する金利変動リスクを回避する目的のものです。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
短期金銭債権	79百万円	81百万円
短期金銭債務	94百万円	131百万円

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費に属する費用のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
役員報酬	170百万円	165百万円
給与手当	39百万円	49百万円
賞与引当金繰入額	1百万円	1百万円
株式給付引当金繰入額	6百万円	7百万円
地代家賃	50百万円	57百万円
減価償却費	12百万円	14百万円
おおよその割合		
販売費	48.5%	45.2%
一般管理費	51.5%	54.8%

2. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業取引 (収入)	377百万円	1,062百万円
営業取引 (費用)	1,152百万円	1,148百万円
営業取引以外の取引 (収入)	422百万円	535百万円
営業取引以外の取引 (費用)	13百万円	6百万円

(有価証券関係)

前事業年度 (2025年 6 月30日)

子会社株式 (貸借対照表計上額2,161百万円) は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

当事業年度 (2026年 6 月30日)

子会社株式 (貸借対照表計上額2,161百万円) は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	3百万円	5百万円
メンテナンス費用引当金	6百万円	12百万円
賞与引当金	1百万円	1百万円
株式給付引当金	32百万円	40百万円
減価償却超過額	0百万円	0百万円
税務上の繰越欠損金	229百万円	192百万円
投資有価証券評価損	220百万円	220百万円
その他	74百万円	78百万円
繰延税金資産 小計	568百万円	551百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	212百万円	173百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	329百万円	331百万円
評価性引当額小計	541百万円	504百万円
繰延税金資産 合計	27百万円	46百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	0.1%
住民税均等割	0.3%	0.1%
電気事業収入割	0.0%	2.2%
受取配当金の益金不算入	18.4%	8.4%
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	3.5%	2.1%
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	4.8%	0.1%
税務上の繰越欠損金の期限切れ	1.1%	- %
通算税効果額	7.3%	8.8%
防衛特別法人税に係る税率変更の影響額	1.4%	0.0%
その他	0.1%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.6%	10.0%

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めていた「電気事業収入割」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「その他」に表示しておりました 0.1%は、「電気事業収入割」 0.0%、「その他」 0.1%として組み替えております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年 8 月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

なお、当社はグループ通算制度において通算税効果額の授受を行っておりません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	60	-	-	6	53	35
	機械及び装置	1	-	-	0	1	1
	工具、器具及び備品	8	8	0	4	13	77
	車両運搬具	1	-	-	0	0	0
	土地	56	-	-	-	56	-
	建設仮勘定	64	-	-	-	64	-
	計	192	8	0	11	189	115
無形固定資産	ソフトウェア	2	3	-	2	3	-
	その他	0	-	-	0	0	-
	計	3	3	-	2	4	-

(注) 1. 当期増加額の内訳は次のとおりです。

工具、器具及び備品	本社什器の取得による増加	8百万円
ソフトウェア	WEBサイトの制作による増加	3百万円

2. 当期減少額の主な内訳は次のとおりです。

工具、器具及び備品	本社什器除却による減少	0百万円
-----------	-------------	------

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	5	30	30	5
メンテナンス費用引当金	21	128	108	41
株式給付引当金	104	25	0	129

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 _____ 株式の売買に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度 第29期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日） 2025年9月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第29期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日） 2025年9月26日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書、半期報告書の確認書

第30期中（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日） 2026年2月9日に関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 2025年9月26日に関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及びその確認書

2025年10月2日関東財務局長に提出。

事業年度 第29期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 9 月25日

株式会社エフオン

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 早崎 信
業務執行社員

指定社員 公認会計士 立澤 隆尚
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフオンの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフオン及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社エフオン新宮の固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）固定資産の評価に記載の通り、当連結会計年度の連結貸借対照表に株式会社エフオン新宮の固定資産残高11,569百万円を計上している。 固定資産の減損は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなるなど減損の兆候を識別した場合に、資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方が帳簿価額を下回っていると判断した場合に、その差額を減損損失として認識する。 対象会社は、営業活動から生じる損益が2期連続マイナスであるが、対象会社の事業計画を基礎として計算した割引前将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回ったため、会社は減損損失を認識していない。 対象会社の割引前将来キャッシュ・フローにおいて会社が使用した事業計画に含まれる主要な仮定は、対象会社の売電単価及び送電量に関する見積りであり、当該主要な仮定は不確実性が高く、経営者による主観的な判断が伴うとともに、対象会社の固定資産残高には金額的重要性があることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、株式会社エフオン新宮の固定資産の減損損失の認識の判定を検討するにあたり、固定資産の評価に関する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、主として以下の監査手続を実施した。 ・経営者への質問及び関連する取締役会議事録等の閲覧を通じて対象会社の経営環境を理解し、営業活動から生じる損益が2期連続マイナスとなった要因等を確認した。 ・対象会社の割引前将来キャッシュ・フローの見積りについて、以下の手続を実施した。 -対象会社の事業計画における売上高、売上原価等の算定根拠についての経営者への質問や各種関連資料の閲覧を行った。 -対象会社の事業計画の見積りに含まれる主要な仮定である対象会社の売電単価や送電量に関する見積りの適切性を評価するため、過去実績との比較及びエフオングループが所有する他のバイオマス発電所における実績との比較を実施した。 -対象会社の2026年7月の稼働実績に関する資料を閲覧し、事業計画との乖離状況について質問を行った。 ・対象会社の事業計画の達成状況と計画値との差異の原因の検討を踏まえて、事業計画に一定の不確実性を織り込んだ割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を実施し、余裕度の分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エフオンの2026年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エフオンが2026年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 9 月25日

株式会社エフオン

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 早崎 信
業務執行社員

指定社員 公認会計士 立澤 隆尚
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフオンの2025年7月1日から2026年6月30日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフオンの2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

エフオン新宮に対する関係会社債権及び投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、2026年6月30日現在、貸借対照表上、エフオン新宮に対する関係会社短期貸付金500百万円、関係会社株式1百万円、関係会社長期貸付金200百万円、関係会社長期未収入金1,430百万円を計上している。 財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載の通り、会社は、関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合の回復可能性の判断及び関係会社に対する債権並びに投融資の回収不能見込額の評価にあたっては、対象会社の事業計画を基礎として個社別に見積を行っている。 対象会社の事業計画は、売電単価及び送電量に関する主要な仮定を含んでおり、当該主要な仮定は不確実性が高く、経営者による主観的な判断が伴うとともに、関係会社融資等には金額的重要性があることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、エフオン新宮に対する債権及び投融資の評価を検討するにあたり、内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、主として以下の監査手続を実施した。 ・対象会社に対する債権及び投融資の回収可能性の低下を示唆する状況の有無を確認するために、経営者への質問、会社の会議体の議事録の閲覧及び関係会社の予算資料の分析を実施した。 ・対象会社に対する債権及び投融資について、回復可能性の判断及び回収不能見込額の見積りに用いられた事業計画において経営者が採用した主要な仮定の合理性を評価するために、経営者への質問や会社の会議体の議事録の閲覧に加え、以下の手続を実施した。 -対象会社の事業計画における売上高、売上原価等の算定根拠についての経営者への質問や各種関連資料の閲覧を行った。 -対象会社の事業計画の見積りに含まれる主要な仮定である対象会社の売電単価や送電量に関する見積りの適切性を評価するため、過去実績との比較及びエフオングループが所有する他のバイオマス発電所における実績との比較を実施した。 -対象会社の2026年7月の稼働実績に関する資料を閲覧し、事業計画との乖離状況について質問を行った。 ・対象会社の事業計画の達成状況と計画値との差異の原因の検討を踏まえて、事業計画に一定の不確実性を織り込んだ将来資金計画と同社に対する債権及び投融資との比較を実施し、余裕度の分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。